

## 第2編 災害予防計画

### 第1章 気象等観測・予報計画

#### 第1節 計画の方針

##### 第1 とりまとめ責任担当部 ( 総務部 )

##### 第2 基本方針

- 1 府等から連絡を受けた気象等の観測及び防災のために予想した状況に関する情報については、市民が「自らの安全は自ら守る」ことが必要かつ十分に行えるよう、市の有するあらゆる伝達手段を駆使し市民に対し迅速かつ的確に伝達する。
- 2 市民からの問い合わせに的確に対応できるよう各市民局及び市各部出先関係機関に対しては、周知漏れのないよう伝達するものとし、伝達完了後の所管各部による総務部(総務課)への復命を徹底する。

#### 第2節 気象等観測情報の発表基準、伝達系統及び方法

##### 第1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて、「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断の参考となる情報(警戒レベル相当情報)」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

##### 第2 一般の利用に適合する予報及び警報

###### 1 特別警報

###### (1) 特別警報の種類

###### ア 気象特別警報(暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報、大雪特別警報)

暴風、暴風雪、大雨又は大雪による重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合の警報

大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。

災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当

###### イ 高潮特別警報

高潮による重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合の警報

避難が必要とされる警戒レベル4に相当

###### ウ 波浪特別警報

波浪、うねり等による重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合の警報

###### (2) 気象警報に含めて行う特別警報

地面現象(大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等)の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。

(3) 特別警報の発表基準

| 種類  | 特別警報の発表基準                                  |               |
|-----|--|---------------|
| 大雨  | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合          |               |
| 暴風  | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により                  | 暴風が吹くと予想される場合 |
| 高潮  |  | 高潮になると予想される場合 |
| 波浪  |  | 高波になると予想される場合 |
| 暴風雪 | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 |               |
| 大雪  | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合                    |               |

2 警報

(1) 警報の種類

ア 気象警報（暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報）

暴風、暴風雪、大雨又は大雪による重大な災害が予想される場合の警報

大雨については、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。

大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当

イ 洪水警報

洪水による重大な災害が予想される場合の警報

高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当

ウ 高潮警報

高潮による重大な災害が予想される場合の警報

避難が必要とされる警戒レベル4に相当

エ 波浪警報

波浪、うねり等による重大な災害が予想される場合の警報

(2) 気象警報に含めて行う警報

地面現象（大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等）及び浸水の警報は、その警報事項を気象警報に含めて行われる。

ただし、浸水が洪水に起因する場合は洪水警報、高潮に起因する場合は高潮警報、津波に起因する場合は津波警報が行われる。

(3) 警報の発表基準

発表官署 京都地方気象台（令和6年5月23日現在）

| 種類 |          | 警報の発表基準  |
|----|----------|--|
| 大雨 | (浸水害)    | 表面雨量指数基準 9   |
|    | (土砂災害)   | 土壌雨量指数基準 121   |
| 洪水 | 流域雨量指数基準 | 吉野川流域=5.6, 宇川流域=18, 竹野川流域=16.3, 大橋川流域=3.9, 福田川流域=7.7, 木津川流域=8.4, 佐濃谷川流域=9.3, 川上谷川流域=10.2, 栃谷川流域=3.5, 久美谷川流域=5.2, 吉永川流域=6.1, 小西川流域=5.6, 鱒留川流域=11.4, 新庄川流域=4.7, 俵野川流域=4.6, 三原川流域=5.7, 長野川流域=5.2, 円頓寺川流域=4.9, 大谷川流域=5 |

| 種類  |                    | 警報の発表基準   |                 |
|-----|--------------------|---|-----------------|
|     | 複合基準 <sup>※1</sup> | 竹野川流域=(5, 14.6), 大橋川流域=(7, 3.8), 福田川流域=(5, 6.2), 木津川流域=(5, 7.2), 佐濃谷川流域=(5, 8.3), 川上谷川流域=(9, 9), 柄谷川流域=(5, 3.4), 久美谷川流域=(7, 4.6), 小西川流域=(5, 5), 鱒留川流域=(5, 10.2), 新庄川流域=(7, 3.9), 俵野川流域=(5, 4.1), 大谷川流域=(5, 4.5) |                 |
|     | 指定河川洪水予報による基準      | —   |                 |
| 暴風  | 平均風速               | 陸上  | 20m/s           |
|     |                    | 海上  | 25m/s           |
| 暴風雪 | 平均風速               | 陸上  | 20m/s 雪を伴う      |
|     |                    | 海上  | 25m/s 雪を伴う      |
| 大雪  | 降雪の深さ              | 平地  | 12 時間降雪の深さ 50cm |
|     |                    | 山地  | 12 時間降雪の深さ 50cm |
| 波浪  | 有義波高               | 6.0m  |                 |
| 高潮  | 潮位                 | 1.1m  |                 |

※1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

### 3 注意報

#### (1) 注意報の種類

##### ア 気象注意報（風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、大雪注意報）

風雪、強風、大雨又は大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

大雨注意報は、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2

##### イ その他の気象注意報

次の場合にはそれぞれの気象現象名を冠した注意報が行われる。

- (ア) 濃霧注意報 濃霧のため交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報
- (イ) 雷注意報 落雷等により災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報
- (ウ) 乾燥注意報 空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合に、注意を喚起するための予報
- (エ) なだれ注意報 なだれが発生して災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報
- (オ) 着雪注意報 着雪が著しく通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報
- (カ) 霜注意報 晩霜により農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報
- (キ) 低温注意報 低温のため農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報
- (ク) 着氷注意報 著しい着氷により通信線や送電線、船体等への被害が生ずると予想される場合に、注意を喚起するための予報
- (ケ) 融雪注意報 融雪により浸水、土砂災害等の災害が発生すると予想される場合に、注意を喚起するための予報

##### ウ 洪水注意報

大雨、長雨、融雪等のため河川が増水し、洪水による災害が起こるおそれがあると予想される場

合に、注意を喚起するための予報

自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2

エ 高潮注意報

台風等のため海面の異常上昇による災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2

高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当

オ 波浪注意報

風浪、うねり等による災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

(2) 気象注意報に含めて行う注意報

地面現象（大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等）及び浸水の注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行われる。

ただし、浸水が洪水に起因する場合は洪水注意報、高潮に起因する場合は高潮注意報、津波に起因する場合は津波注意報が行われる。

(3) 注意報の発表基準

発表官署 京都地方気象台（令和6年5月23日現在）

| 種類 |                    | 注意報の発表基準  |               |
|----|--------------------|---|---------------|
| 大雨 | 表面雨量指数基準           | 6   |               |
|    | 土壌雨量指数基準           | 86  |               |
| 洪水 | 流域雨量指数基準           | 吉野川流域=4.4, 宇川流域=14.4, 竹野川流域=13, 大橋川流域=3.1, 福田川流域=5.8, 木津川流域=6.7, 佐濃谷川流域=7.4, 川上谷川流域=8.1, 柘谷川流域=2.7, 久美谷川流域=4.2, 吉永川流域=4.8, 小西川流域=4.4, 鱒留川流域=9.1, 新庄川流域=3.8, 俵野川流域=3.7, 三原川流域=4.6, 長野川流域=4.2, 円頓寺川流域=3.9, 大谷川流域=4  |               |
|    | 複合基準 <sup>※1</sup> | 吉野川流域=(5, 3.5), 宇川流域=(5, 11.5), 竹野川流域=(5, 13), 大橋川流域=(5, 2.5), 福田川流域=(5, 5.6), 木津川流域=(5, 6), 佐濃谷川流域=(5, 5.9), 川上谷川流域=(5, 6.5), 柘谷川流域=(5, 2.2), 久美谷川流域=(5, 3.3), 吉永川流域=(5, 3.8), 小西川流域=(5, 3.5), 鱒留川流域=(5, 7.3), 新庄川流域=(5, 3.5), 俵野川流域=(5, 2.9), 三原川流域=(5, 3.6), 長野川流域=(5, 4.1), 円頓寺川流域=(5, 3.9), 大谷川流域=(5, 3.2) |               |
|    | 指定河川洪水予報による基準      | —   |               |
| 強風 | 平均風速               | 陸上  | 12m/s         |
|    |                    | 海上  | 15m/s         |
| 風雪 | 平均風速               | 陸上  | 12m/s 雪を伴う    |
|    |                    | 海上  | 15m/s 雪を伴う    |
| 大雪 | 降雪の深さ              | 平地  | 12時間降雪の深さ20cm |
|    |                    | 山地  | 12時間降雪の深さ20cm |
| 波浪 | 有義波高               | 3.0m  |               |
| 高潮 | 潮位                 | 0.8m  |               |
| 雷  | 落雷等により被害が予想される場合   |   |               |
| 濃霧 | 視程                 | 陸上  | 100m          |
|    |                    | 海上  | 500m          |

| 種類  | 注意報の発表基準  |
|-----|---|
| 乾燥  | 最小湿度 40%で実効湿度 70%   |
| なだれ | ①積雪の深さ 40cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上<br>②積雪の深さ 70cm 以上あり最高気温7℃以上又はかなりの降雨※ <sup>2</sup> |
| 低温  | 最低気温-4℃以下※ <sup>3</sup>   |
| 霜   | 晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想される場合で具体的には最低気温 4℃以下になると予想される場合                             |
| 着雪  | 24 時間降雪の深さ:30cm 以上<br>気温:0℃~3℃  |

※<sup>1</sup>(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

※<sup>2</sup> 気温は舞鶴特別地域気象観測所の値

※<sup>3</sup> 気温は舞鶴特別地域気象観測所の値

※ 資料編 4-3 気象等観測情報の発表基準等

#### 4 注意報・警報の発表、解除

ア 注意報は災害が起こるおそれがあると予想される場合に、警報は重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に随時発表され、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。

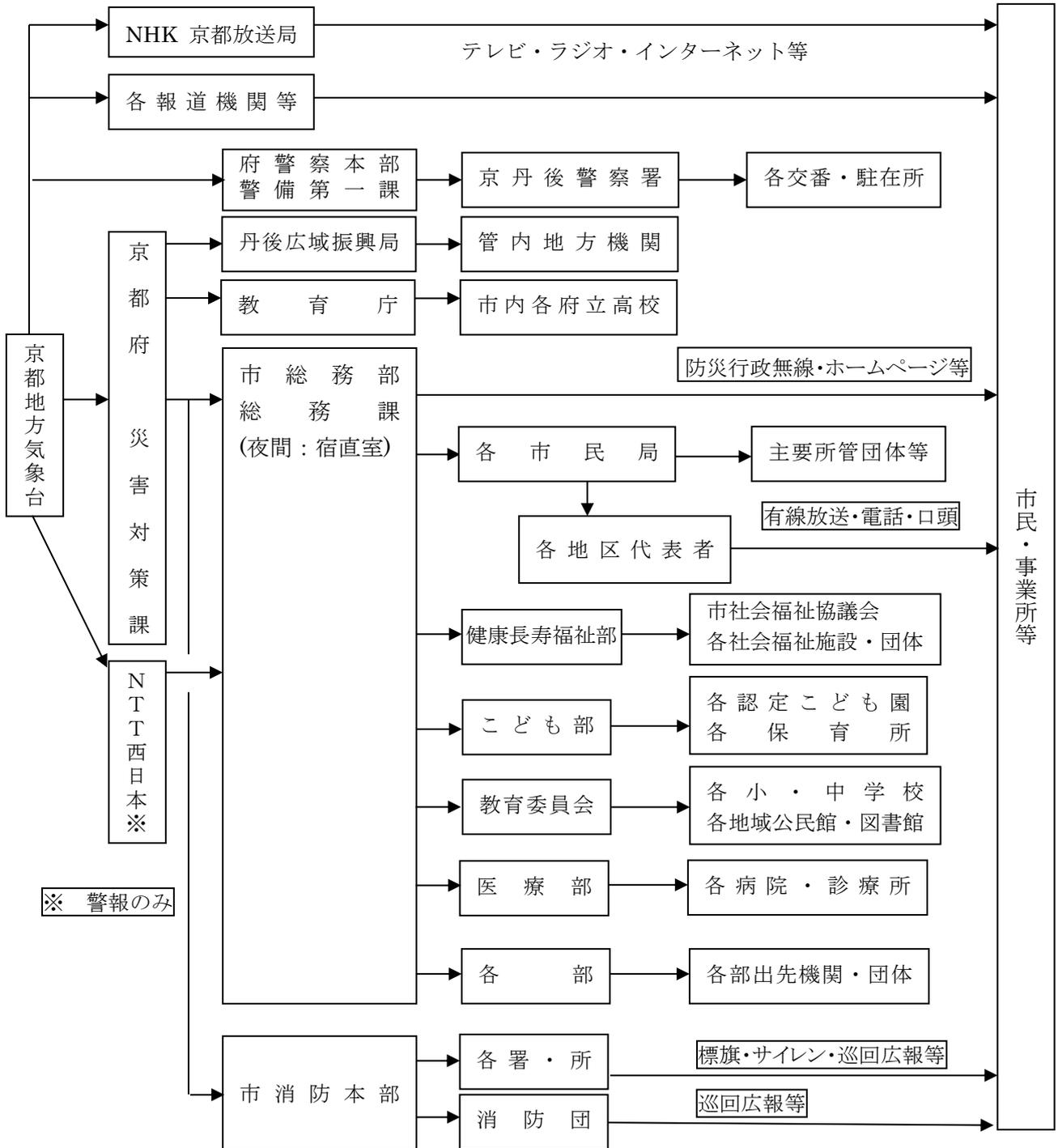
イ いずれかの注意報・警報の継続中に新たな発表がなされたときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除または更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

ウ 注意報・警報の解除の通知は、これまで継続中の注意報・警報のすべてを解除する場合にのみ行われる。

5 注意報・警報の伝達

注意報・警報は、「注意報・警報伝達様式」を用いて伝達される。

なお、伝達系統図は、以下のとおりである。



6 気象情報

気象情報は、次のような機能をもって発表される。

- ア 予告的機能：注意報、警報を行うには時期尚早であるが、これらに相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関や住民に伝えるもの。
- イ 補完的機能：注意報、警報が行われた後、これらでは十分に表現できなかった状況や資料、防災上の留意点等を具体的に解説するもの。

ウ 解説的機能：注意報、警報には直接連動しないが長雨その他、長期にわたる異常現象等の状況や資料を具体的に解説するもの。

なお、気象情報は、「解説事項」を図（表）などを活用して表現する図形式と、文章のみで表現する文章形式の2種類がある。

(1) 台風情報

ア 発表

「令和〇〇年台風第〇〇号に関する京都府気象情報」（以下「台風情報」という。）は、京都府気象台が発表する。

イ 内容

台風情報は、台風の強さ、位置等の現状、暴風域、波浪等の現況及びこれらについての予想、並びに警戒事項等の中から緊要な事項を抽出して報ぜられる。

ウ 伝達

台風情報は、「台風情報伝達様式」を用いて伝達される。

(2) 大雨（雪）情報

ア 発表

「大雨（雪）に関する京都府気象情報」（以下「大雨（雪）情報」という。）は、京都府気象台が発表する。

イ 内容

大雨（雪）情報は、大雨（雪）が予想される気象状況についての注意報・警報の予告または補完のために、降雨（雪）の実況及び予測並びに警戒事項等を報ぜられる。

ウ 台風情報との関係

台風情報が発表される場合には、大雨に関する事項は台風情報に含めて発表するので、大雨情報は発表されない。

エ 伝達

大雨（雪）情報は、「大雨（雪）情報伝達様式」を用いて伝達される。

(3) 記録的短時間大雨情報

ア 発表

記録的短時間大雨情報は、気象庁が発表する。

イ 発表基準

1時間に90ミリ以上の猛烈な雨を観測又は解析したとき、その事実が報ぜられる。

ウ 意義

記録的短時間大雨情報における1時間雨量の基準は、数年に一度程度しか観測されない値である。

このような猛烈な雨は、土石流の発生や急激な出水など、重大な災害の引金となりやすく、特に、長雨や一定以上の先行降雨があった場合に、その危険が大きい。

この情報の発表は、関係者の即座の対応を促すものである。

エ 伝達

記録的短時間大雨情報は、「記録的短時間大雨伝達様式」を用いて伝達される。

(4) 土砂災害警戒情報

ア 発表

「土砂災害警戒情報」は、土砂災害警戒情報の支援資料として、府管理の109雨量局から集約された降雨データを気象庁へ提供し、気象庁が解析雨量、降水短時間予報、土壌雨量指数、土砂災害判定メッシュなどの作成に利用し、京都府へ還元する。

また、2時間後までに土砂災害警戒情報の基準値を超えると予想した1キロメッシュがあった場合には、該当市町村（京丹後市内においては合併前旧町単位）に対して土砂災害警戒情報を京都府と京都地方気象台が共同発表する。

#### イ 発表基準

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に京都府と京都地方気象台が協議して行う。

- (1)発表 大雨警報または大雨特別警報発表中に気象庁が作成する降雨予測に基づき作成された指標が監視基準に達した場合
- (2)解除 実況値が監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合や無降水状態が長時間継続している場合

#### ウ 内容

土砂災害警戒情報は、「警戒対象地域」、「警戒文」及び「補足情報」で報じられる。

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、原則として市町村を対象に発表される。

市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

#### ※ 土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報は、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。

#### エ 京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）による監視

「京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）」は、ホームページ及び携帯で公開され、その土砂災害警戒情報は、土砂災害による危険度を気象台から提供された予測雨量等に基づき4段階の危険度（色）が電子地図上の1キロメッシュごとに表示される。

| 色が持つ意味 |      | 避難情報   | 警戒レベル      |
|--------|------|--------|------------|
| 黒      | 災害切迫 | 緊急安全確保 | 警戒レベル5相当情報 |
| 紫      | 危険   | 避難指示   | 警戒レベル4相当情報 |
| 赤      | 警戒   | 高齢者等避難 | 警戒レベル3相当情報 |

|   |    |                                  |   |            |
|---|----|----------------------------------|---|------------|
| 黄 | 注意 | 実況値または2時間先までの予測値が大雨注意報の基準以上となる場合 | — | 警戒レベル2相当情報 |
|---|----|----------------------------------|---|------------|

本市においては、これらの情報をもとに、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の判断を行うものとする。

(5) 竜巻注意情報

ア 発表

竜巻注意情報は、気象庁が発表する。

イ 内容

雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、京都府北部、南部に分けて発表される。

ウ 意義

本情報は落雷、突風、ひょうなどに注意を呼びかける雷注意報が発表されている状況下で、さらに竜巻やダウンバースト、ガストフロントのような激しい突風現象の発生するおそれが高まった場合に、その旨を速報する。

エ 伝達

竜巻注意情報は、「竜巻注意情報伝達様式」を用いて伝達される。

オ 有効期間

この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(6) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

ア 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」（黒）：命に危険が迫っているため直ちに身の安全を確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
- ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

イ 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

ウ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」（黒）：命に危険が迫っているため直ちに身の安全を確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

- ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

注 流域雨量指数の予測値

水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(7) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府北部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府など）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(8) その他の気象情報

ア 標題

その他の気象情報は、具体的な現象名を明示した標題で発表される。

イ 種類

その他の気象情報において対象となる現象には、長雨、少雨、低温及び異常潮位等がある。

ウ 構成

定形化されていない気象情報は、

(ア) 標題

(イ) 発表年月日等

(ウ) 発表機関等

(エ) 見出し

(オ) 本文

により構成される。

エ 意義

これらの情報は、次の場合に発表される。

(ア) 注意報・警報が長時間にわたって継続されるような気象状況があり、その状況等を解説して一般の注意をあらためて喚起する必要がある場合

(イ) 長雨その他、主として農作物等に徐々に被害がひろがる恐れがあり、かつ、適切な種類の注意報がない現象について、その状況や見通しを解説する必要がある場合

オ 伝達

定形化の困難な各種の気象情報については、特定の受報用紙を定めないが、正確で迅速な伝達に努める。

### 第3 指定河川に対する水防警報等

#### 1 実施区域及び発表基準

京丹後市においては、次表の河川について、京都府丹後土木事務所長より水防警報が発表される（水防警報河川：水防法第16条第1項）。また、福田川、竹野川、佐濃谷川、川上谷川、宇川については、避難判断水位（特別警戒水位）への水位の到達情報を通知および周知する河川（水防法第13条第2項：以下、水位周知河川という。）にも指定されている。

なお、気象業務法第14条の2に基づく「水防活動の利用に適合する（以下「水防活動用」という。）注意報及び警報」は、京都地方气象台が担当する大雨注意報・警報、洪水注意報・警報、高潮注意報・警報の発表をもって代えることとされている。

（単位：m）

| 河川名   | 区域 |               | 対象水位観測所 |                        |         |        |        | 発表者  |        |
|-------|----|---------------|---------|------------------------|---------|--------|--------|------|--------|
|       |    |               | 名称      | 所在地                    | 水防団待機水位 | 氾濫注意水位 | 避難判断水位 |      | 氾濫危険水位 |
| 福田川   | 起点 | 公庄川合流点        | 網野橋     | 京丹後市網野町小浜小字小橋地内        | 1.00    | 1.50   | 1.50   | 1.80 | 2.61   |
|       | 終点 | 終点（海）         |         |                        |         |        |        |      |        |
| 竹野川上流 | 起点 | 久住川合流点        | 大宮      | 京丹後市大宮町口大野小字鯨377番2地先   | 1.50    | 2.00   | 2.00   | 2.80 | -      |
|       | 終点 | 京丹後市峰山町境      |         |                        |         |        |        |      |        |
| 竹野川下流 | 起点 | 京丹後市大宮町境      | 矢田橋     | 京丹後市峰山町矢田小字糸井新田326-2地先 | 2.00    | 2.60   | 2.60   | 3.60 | 6.10   |
|       | 終点 | 終点（海）         |         |                        |         |        |        |      |        |
| 川上谷川  | 起点 | 伯耆谷川合流点       | 橋爪橋     | 京丹後市久美浜町橋爪483地先        | 1.00    | 1.30   | 1.30   | 1.50 | 5.24   |
|       | 終点 | 終点（海）         |         |                        |         |        |        |      |        |
| 佐濃谷川  | 起点 | 円頓寺川合流点       | 出合橋     | 京丹後市久美浜町野中小字出合361番地    | 1.20    | 1.60   | 1.60   | 2.10 | 3.81   |
|       | 終点 | 終点（海）         |         |                        |         |        |        |      |        |
| 宇川    | 起点 | 山根橋（市道井の内1号線） | 宇川      | 京丹後市丹後町平小字長楽592番地先     | 1.50    | 2.10   | 2.10   | 2.60 | -      |
|       | 終点 | 終点（海）         |         |                        |         |        |        |      |        |
| 小西川   | 起点 | 起点            | 御旅      | 京丹後市峰山町御旅              | 1.00    | 1.20   | -      | -    | -      |
|       | 終点 | 竹野川流点         |         |                        |         |        |        |      |        |

※ 水位については、水位観測所（テレメータ）の設置状況を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

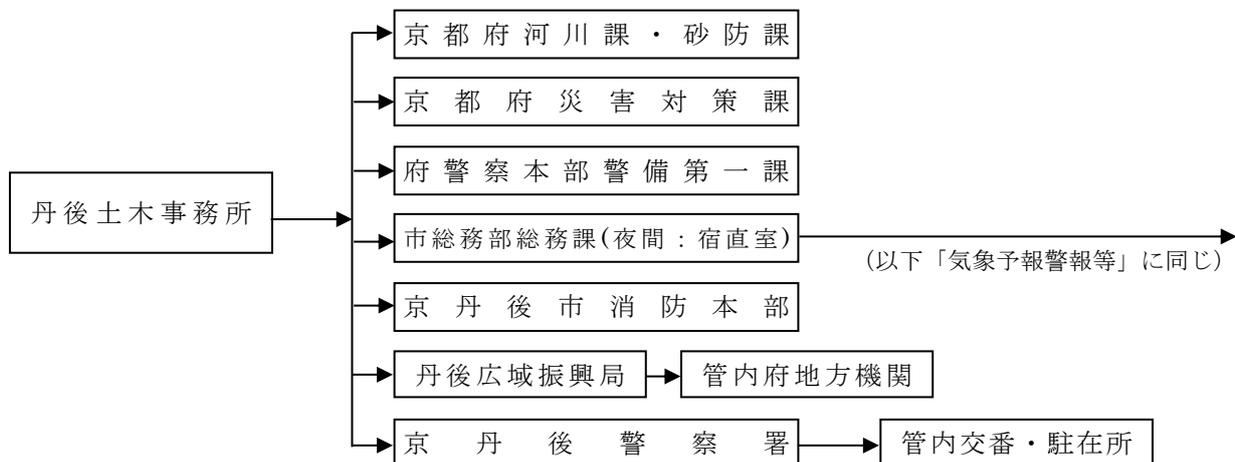
| 発表基準 | 水防警報種別              |                    |                                  |
|------|---------------------|--------------------|----------------------------------|
|      | 準備                  | 出動                 | 解除                               |
|      | 水防団待機水位（指定水位）に達したとき | 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき | 氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、水防活動の必要がなくなったとき |

※ 水防警報の発表と合わせて、流域の雨量及び対象水位観測所の水位が通報される。

※ 資料編4-3 気象等観測情報の発表基準等

#### 2 伝達系統及び方法

気象予報警報等の伝達系統及び方法に準じて行う。ただし、指定河川の水防警報は、丹後土木事務所より以下のとおり市、丹後広域振興局及び京丹後警察署に伝達される。



## 第4 市長が行う火災警報

### 1 発表基準

市長は、府より消防法第 22 条に基づく火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報（以下「火災警報」という）を発表する。ただし、市長が単独に火災警報を発表する場合の基準は次による。

なお、火災警報を発表したときは、火災予防上必要な措置をとるものとする。

- (1) 実効湿度が 60%以下となり、かつ最小湿度が 30%以下で、風速毎秒 7メートル以上のとき
- (2) 平均風速が毎秒 12m以上となり、主として強風のため火災の予防上危険であると認めるとき

### 2 伝達系統及び方法

気象予報警報等の伝達系統及び方法に準じて行う。

## 第5 津波警報等

### 1 津波警報等の種類及び発表基準

大津波警報、津波警報及び津波注意報は、地震が海底のごく浅いところで発生し、津波の起こる恐れがある場合（主に京丹後市において地震の揺れを感じる場合）、及び津波の発生について外国からの通報があった場合（主に京丹後市では地震の揺れを感じない遠地震の場合）に、津波の来襲する地域とその高さを予測して行う注意報及び警報であって、気象庁地震火山部及び大阪管区气象台から以下のとおり発表される。京都府全域が一つの予報区であり、名称は「京都府」となる。

#### (1) 種類

- ア 大津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれ著しく大きいと予想されるとき発表する。
- イ 津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- ウ 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- エ 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

#### (2) 内容

「発表基準・解説・発表される津波の高さ等」に示す。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

| 種類        | 発表基準  | 発表される津波の高さ                |                    | 想定される被害と<br>とるべき行動  |
|-----------|---|---------------------------|--------------------|---|
|           |   | 数値での発表<br>(津波の高さ予想の区分)    | 巨大地震の<br>場合の<br>発表 |   |
| 大津波<br>警報 | 予想される津波の高<br>さが高いところで<br>3 mを超える場合                                      | 10 m超<br>(10m < 予想高さ)     | 巨大                 | 木造家屋が全壊・流失し、人<br>は津波による流れに巻き込まれ<br>る。<br>ただちに海岸や川沿いから離<br>れ、高台や避難ビルなど安全な<br>場所へ避難しなければならない。<br>い。                   |
|           |   | 10 m<br>(5m < 予想高さ ≤ 10m) |                    |   |
|           |   | 5 m<br>(3m < 予想高さ ≤ 5m)   |                    |   |
| 津波<br>警報  | 予想される津波の高<br>さが高いところで<br>1 mを超え、3 m以<br>下の場合                            | 3 m<br>(1m < 予想高さ ≤ 3m)   | 高い                 | 標高の低いところでは津波が<br>襲い、浸水被害が発生する。人<br>は津波による流れに巻き込まれ<br>る。<br>ただちに海岸や川沿いから離<br>れ、高台や避難ビルなど安全な<br>場所へ避難しなければならない。<br>い。 |
| 津波<br>注意報 | 予想される津波の高<br>さが高いところで 0.2<br>m以上、1 m以下で<br>あって、津波による<br>災害のおそれがある<br>場合 | 1 m<br>(0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m) | (表記し<br>ない)        | 海の中では人は速い流れに巻<br>き込まれ、また、養殖いかだが<br>流失し小型船舶が転覆する。<br>ただちに海から上がって、海<br>岸から離れなければならない。                                 |

- 注) 1. 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
2. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波予報の発表基準と発表内容

| 種 類  | 発表基準   | 内 容  |
|------|--|--|
| 津波予報 | 津波が予想されないとき<br>(地震情報に含めて発表)                          | 津波の心配なしの旨を発表   |
|      | 0.2m未満の海面変動が予想された<br>とき<br>(津波に関するその他の情報に含<br>めて発表)  | 高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害<br>の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨<br>を発表                           |
|      | 津波注意報解除後も海面変動が継続<br>するとき<br>(津波に関するその他の情報に含<br>めて発表) | 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も<br>継続する可能性が高いため、海に入っの作業<br>や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要<br>である旨を発表 |

## 2 伝達系統及び方法

気象予報警報等の伝達系統及び方法に準じて行う。ただし、京丹後市において震度4以上の揺れを感

じたとき、又は震度3以下の弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波予報等を待つことなく、「海岸部付近にいる人は津波を警戒し念のため高台に避難し、津波の恐れが無いことが判明するまで市等からの情報に注意する」よう呼びかけを行うものとする。

## 第6 異常現象発見時における措置

### 1 通報先及び通報すべき異常現象のめやす

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その現象が風水害及び土砂災害に関する場合は市長（総務課又は各市民局）へ、火災に関する場合は消防機関（本部・署所）へ、地震発生後の海面異常及びその他の現象の場合は市長又は警察官もしくは海上保安官に直ちに通報する。また、通報を受けた各機関は以下に示す通報流れ図のとおり通報するものとする。

通報すべき異常現象とは、おおむね次のようなものとする。

- (1) 異常水位
- (2) 激しい降雨、降雪又は降雹
- (3) なだれ
- (4) 地すべり
- (5) 火災

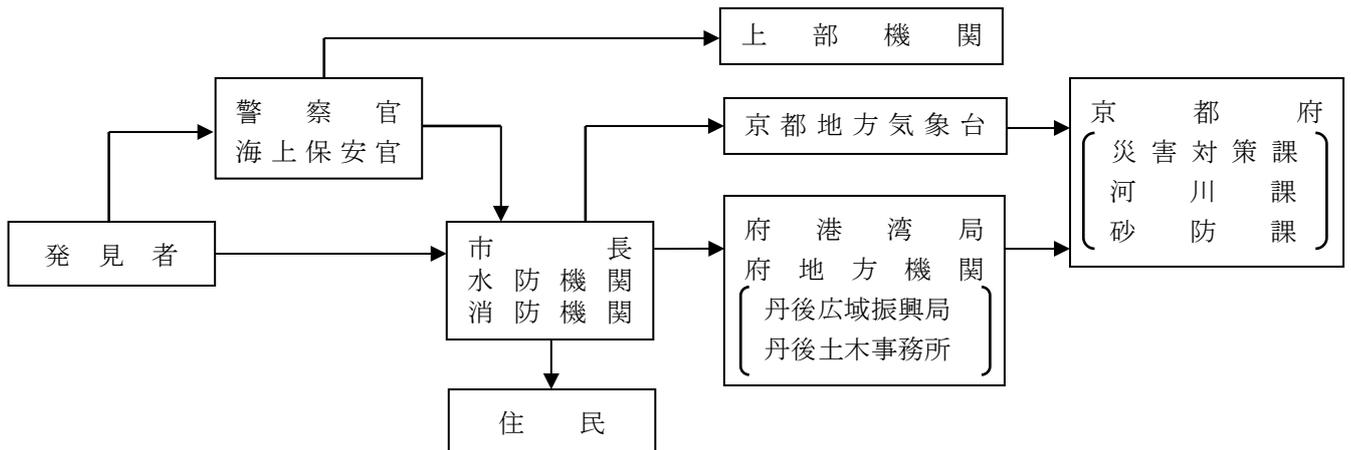


図 異常現象発見時の通報の流れ

### 2 伝達系統及び方法

気象予報警報等の伝達系統及び方法に準じて行う。

## 第7 近地地震、津波に対する自衛処置

### 1 地震、津波についての教育

第22章「防災知識普及計画」による。

### 2 震度4以上を感じた場合の海面状態の監視組織

海岸部を管内とする網野、丹後及び久美浜の各市民局及び商工観光部は、所管する協力団体及び関係機関と連携・協力し、震度4以上を感じた場合の海面状態の監視体制を確保する。

### 3 情報聴取の責任者

震度4以上を感じた場合の海面状態の監視により得られた情報のとりまとめは、海岸部を管内とする網

野、丹後及び久美浜の各市民局が行う。

#### 4 伝達系統及び方法

気象予報警報等の伝達系統及び方法に準じて行い、一般住民に対する周知徹底を図る。

### 第8 雨量・水位情報

#### 1 雨量・水位の観測

##### (1) 気象庁設置雨量計

京丹後市内には、京都地方気象台所属地域気象観測所（アメダス）が以下のとおり設置されている。

| 観測所名 | 所在地   | 種類   |
|------|-------|--|
| 峰山   | 峰山町荒山 | 有線ロボット雨量計による降水量の観測                               |
| 間人   | 丹後町間人 | 有線ロボット気象計による降水量の観測<br>(気温、日照時間(推計値)、風(風向・風速)も観測) |

##### (2) 府設置雨量・水位観測所

京丹後市内に以下のとおり府設置雨量・水位観測所及び河川防災カメラがあり、テレメータ化された観測データは、京都府河川防災情報システムにより府丹後土木事務所及び府河川課・砂防課に自動的に送信され集約される。

##### ア 雨量観測所

| 所在地                | 管理者      | 観測所名 | 観測器種類 |
|--------------------|----------|------|-------|
| 峰山町丹波 855          | 丹後土木事務所長 | 峰山   | テレメータ |
| 峰山町五箇小字船岡 3        |          | 五箇   | テレメータ |
| 網野町小浜小字小橋 156-3 地先 |          | 網野橋  | テレメータ |
| 網野町日和田小字マキバ 720-1  |          | 日和田  | テレメータ |
| 丹後町平小字長楽 592 番地先   |          | 宇川   | テレメータ |
| 丹後町碓 1 番地          |          | 碓高原  | テレメータ |
| 弥栄町小田小字回り洲地先       |          | 小田   | テレメータ |
| 久美浜町野中小字出合 361 番地  |          | 出合橋  | テレメータ |
| 久美浜町 1323 地内       |          | 久美浜  | テレメータ |

##### イ 水位観測所

| 河川名  | 観測所名 | 所在地          | 水防団待機<br>水位 | 氾濫注意<br>水位 | 避難判断<br>水位 | 氾濫危険<br>水位 | 堤防高  | 観測器種類 |
|------|------|--------------|-------------|------------|------------|------------|------|-------|
| 竹野川  | 矢田橋  | 峰山町矢田小字糸井新田  | 2.00        | 2.60       | 2.60       | 3.60       | 6.10 | テレメータ |
| 鱒留川  | 二箇橋  | 峰山町二箇        | 0.70        | 1.20       | —          | —          | —    | 量水標   |
| 竹野川  | 大宮   | 大宮町口大野小字鯨    | 1.50        | 2.00       | 2.00       | 2.80       | —    | テレメータ |
| 福田川  | 網野橋  | 網野町小浜小字小橋    | 1.00        | 1.50       | 1.50       | 1.80       | 2.61 | テレメータ |
| 竹野川  | 大門橋  | 丹後町成願寺       | 1.50        | —          | —          | —          | —    | 量水標   |
| 竹野川  | 広瀬橋  | 丹後町間人        | 1.00        | 1.50       | —          | —          | —    | 量水標   |
| 小西川  | 御旅   | 峰山町御旅        | 1.00        | 1.20       | —          | —          | 2.00 | テレメータ |
| 宇川   | 宇川   | 丹後町平(井上)小字長楽 | 1.50        | 2.10       | 2.10       | 2.60       | —    | テレメータ |
| 佐濃谷川 | 田村橋  | 久美浜町三分       | 1.50        | 2.10       | —          | —          | —    | 量水標   |
| 佐濃谷川 | 出合橋  | 久美浜町野中小字出合   | 1.20        | 1.60       | 1.60       | 2.10       | 3.81 | テレメータ |
| 川上谷川 | 橋爪橋  | 久美浜町橋爪       | 1.00        | 1.30       | 1.30       | 1.50       | 5.24 | テレメータ |
| 久美谷川 | 広瀬橋  | 久美浜町小字廣瀬     | 0.50        | 1.00       | —          | —          | 2.61 | 量水標   |
| 久美谷川 | 新橋   | 久美浜町小字新橋     | —           | —          | —          | —          | —    | テレメータ |
| 栃谷川  | 栃谷橋  | 久美浜町栃谷       | 1.00        | 1.50       | —          | —          | 2.61 | 量水標   |
| 鳥取川  | 鳥取川  | 弥栄町鳥取        | —           | —          | —          | —          | —    | テレメータ |
| 大橋川  | 大橋川  | 網野町島津        | —           | —          | —          | —          | —    | テレメータ |
| 俵野川  | 俵野川  | 網野町俵野        | —           | —          | —          | —          | —    | テレメータ |

ウ 河川防災カメラ

| 河川名  | カメラ名   | 管理者     | 設置箇所   | 設置年月   |
|------|--------|---------|--------|--------|
| 久美谷川 | 新橋     | 丹後土木事務所 | 久美浜町   | H22.03 |
| 小西川  | 御旅     |         | 峰山町浪花  | H22.03 |
| 竹野川  | 三宅橋    |         | 丹後町三宅  | H20.03 |
| 福田川  | 網野橋    |         | 網野町下岡  | H20.03 |
| 佐濃谷川 | 田村橋    |         | 久美浜町平田 | H20.03 |
| 川上谷川 | 永留川合流部 |         | 久美浜町島  | H20.03 |
| 宇川   | 上宇川橋   |         | 丹後町中野  | H21.06 |

エ 水位観測所（危機管理型水位計）

| 河川名  | 観測所名      | 所在地    | 観測開始水位 | 危険水位 | 氾濫開始水位 | 観測器種類 |
|------|-----------|--------|--------|------|--------|-------|
| 吉野川  | 丹後-吉野川-1  | 丹後町谷内  | 0.74   | 3.34 | 4.27   | テレメータ |
| 芦原川  | 丹後-芦原川-1  | 久美浜町芦原 | 1.22   | 2.09 | 2.59   | テレメータ |
| 新庄川  | 丹後-新庄川-1  | 網野町下岡  | 0.83   | 1.88 | 2.42   | テレメータ |
| 木津川  | 丹後-木津川-1  | 網野町木津  | 1.26   | 2.41 | 3.14   | テレメータ |
| 吉永川  | 丹後-吉永川-1  | 丹後町吉永  | 0.70   | 1.83 | 2.45   | テレメータ |
| 溝谷川  | 丹後-溝谷川-1  | 弥栄町溝谷  | 0.75   | 2.03 | 2.70   | テレメータ |
| 鱒留川  | 丹後-鱒留川-1  | 峰山町長岡  | 1.02   | 1.96 | 2.62   | テレメータ |
| 常吉川  | 丹後-常吉川-1  | 大宮町奥大野 | 0.85   | 2.31 | 2.92   | テレメータ |
| 三原川  | 丹後-三原川-1  | 久美浜町関  | 1.04   | 2.08 | 2.71   | テレメータ |
| 大谷川  | 丹後-大谷川-1  | 大宮町河辺  | 0.75   | 1.42 | 1.86   | テレメータ |
| 栃谷川  | 丹後-栃谷川-1  | 久美浜町   | 0.90   | 1.31 | 1.70   | テレメータ |
| 善王寺川 | 丹後-善王寺川-1 | 大宮町善王寺 | 0.70   | 1.30 | 1.69   | テレメータ |
| 久次川  | 丹後-久次川-1  | 峰山町二箇  | 0.52   | 1.95 | 2.45   | テレメータ |
| 永留川  | 丹後-永留川-1  | 久美浜町永留 | 0.99   | 1.88 | 2.26   | テレメータ |

オ 簡易型河川監視カメラ

| 河川名  | 設置箇所 | 所在地    |
|------|------|--------|
| 竹野川  | 口大野  | 大宮町口大野 |
| 竹野川  | 矢田橋  | 峰山町矢田  |
| 佐濃谷川 | 出合橋  | 久美浜町野中 |
| 鳥取川  | 鳥取   | 弥栄町鳥取  |
| 大橋川  | 島津   | 網野町島津  |
| 俵野川  | 俵野   | 網野町俵野  |

(3) 市設置観測所

道路冠水警報通報装置

| 道路名         | 観測所名       | 観測場所                     | 警報通報単位   |
|-------------|------------|--------------------------|--|
| 国道<br>178号  | 久美浜町<br>平田 | 久美浜町平田小字前田<br>13 38 番地の1 | 10～50cm（10cm 刻み）<br>50～100cm（25cm 刻み）<br>※1分間以上連続で観測した数値 |
| 府道<br>芦原甲山線 | 久美浜町<br>芦原 | 久美浜町芦原小字大門<br>649 番地     |  |

2 府において観測された雨量、水位の通報要領

(1) 府管理の雨量データは、京都府雨量水位観測システム等により市に通報される。

(2) 土木事務所は、洪水のおそれがあることを自ら知り、又は洪水予報もしくは水防警報の通知を受けた場合において、河川の水位が水防団待機水位（指定水位）を超える場合は、その水位の状況を電話又はFAXにより以下のとおり市に通報する。

ア 水防団待機水位（指定水位）又は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき

イ 水防団待機水位（指定水位）に達してから水防団待機水位（指定水位）を下回るまでの毎正時

ウ 水防団待機水位（指定水位）又は、氾濫注意水位（警戒水位）を下回ったとき

エ その他必要と認められるとき

(3)土木事務所は、以下の場合、水位の通報とあわせて、通報を中止する旨市に連絡し、通報を終了する。

ア 水防団待機水位（指定水位）を下回ったとき

イ 氾濫注意水位（警戒水位）以下で、今後の水位上昇が認められなくなったとき

ウ 水防態勢を解いたとき

### 3 水位の予測

府は、気象庁の雨量予測に基づき、「京都府水位・氾濫予測システム」により、水位計を設置している市内の府管理河川について6時間先までの水位及び氾濫区域を予測し、その情報の精度や実用性を検証するため市に提供される。

### 4 伝達系統及び方法

気象予報警報等の伝達系統及び方法に準じて行うものとし、特にため池、頭首工、用水樋門、排水樋門、排水機場各管理者に対しては通報漏れのないよう周知徹底を図る。

## 第9 積雪観測通報

### 1 各機関の積雪観測所

京丹後市内には、京都地方気象台所属地域気象観測所（アメダス）が以下のとおり設置されている。

| 観測所名 | 所在地   | 種類                    |
|------|-------|-----------------------|
| 峰山   | 峰山町荒山 | 有線ロボット積雪深計による積雪の深さの観測 |

### 2 府の積雪観測所及び警戒積雪深

京丹後市内では、府の積雪観測所が以下のとおり設置されており、丹後土木事務所が情報のとりまとめ、府庁（道路管理室）への報告を行っている。

| 観測場所   |      | 警戒積雪深（単位：cm） |
|--------|------|--------------|
| 観測所名   | 所在地  |              |
| 峰山町五箇  | 峰山町  | 80           |
| 峰山町荒山  | 峰山町  | 70           |
| 大宮町三重  | 大宮町  | 70           |
| 大宮町口大野 | 大宮町  | 60           |
| 大宮町延利  | 大宮町  | 90           |
| 網野町木津  | 網野町  | 60           |
| 網野町新庄  | 網野町  | 70           |
| 網野町網野  | 網野町  | 70           |
| 丹後町間人  | 丹後町  | 60           |
| 丹後町上野  | 丹後町  | 70           |
| 丹後町袖志  | 丹後町  | 80           |
| 弥栄町等楽寺 | 弥栄町  | 80           |
| 弥栄町黒部  | 弥栄町  | 80           |
| 弥栄町野中  | 弥栄町  | 130          |
| 久美浜町佐野 | 久美浜町 | 90           |
| 久美浜町河梨 | 久美浜町 | 120          |
| 久美浜町栄町 | 久美浜町 | 80           |
| 久美浜町平田 | 久美浜町 | 60           |

### 3 伝達系統及び方法

府から通報を受けた情報又は市が収集した積雪に関する情報については、気象予報警報等の伝達系統及び方法に準じて行う。

## 第10 風の観測通報

### 1 各機関の観測所

市内では、京都地方気象台所属地域気象観測所（アメダス）が以下のとおり設置されている。

| 観測所名 | 所在地   | 設置場所 | 種類                   |
|------|-------|------|----------------------|
| 間人   | 丹後町間人 | 間人公園 | 有線ロボット気象計による風向、風速の観測 |

### 2 市の観測所

| 観測所名 | 所在地   | 設置場所  | 種類 |
|------|-------|-------|----|
| 丹波   | 峰山町丹波 | 市消防本部 |    |

## 第11 潮位観測通報

京都府の地域における潮位観測は舞鶴検潮所（舞鶴港京都地方気象台管理）が行っており、久美浜港に関して必要がある場合、丹後土木事務所を通じて、市及び京丹後警察署に通報連絡されることとなっている。市における伝達系統及び方法は、気象予報警報等の伝達系統及び方法に準じて行う。

## 第2章 情報通信連絡網の整備計画

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 ( 総務部 )

#### 第2 基本方針

大規模な災害時等に想定される、電話の輻輳、電話通信施設の被災が発生した場合においても防災拠点間の通信連絡、防災機関相互の通信連絡、住民に対する緊急情報の伝達及び適切な状況判断を行い得ることを目標として、以下の3点を重点に情報通信連絡網の整備を行う。

- 1 通信施設の多様化
- 2 防災通信ソフト環境整備の強化
- 3 気象等防災観測体制の整備

### 第2節 計画の内容

#### 第1 通信施設等情報連絡手段の多様化

| 計画名                   | 計画のあらまし   |
|-----------------------|---|
| 地域防災無線システム等の整備        | <input type="checkbox"/> 緊急時における同報系無線（防災行政無線屋外拡声子局、戸別受信機等）情報伝達手段整備<br><input type="checkbox"/> 防災拠点間・防災機関相互無線通信連絡手段整備<br><input type="checkbox"/> 幹部職員、防災基幹職員等への24時間緊急情報連絡・動員連絡手段整備<br><input type="checkbox"/> 災害警戒・対策本部会議用テレビ会議システム整備<br><input type="checkbox"/> 府地上系、衛星通信系防災情報システム整備                                  |
| 緊急速報メール、事前登録によるメールの活用 | <input type="checkbox"/> 住民に迅速に災害情報を伝達するため、携帯電話の緊急速報メール、事前登録によるメール、SNS、ホームページ、アプリケーション、Lアラート等を活用した、多様化、多重化した情報発信手段の整備   |
| 市内LANの非常時活用方策の確立      | <input type="checkbox"/> LAN施設の非常時活用システムの整備<br><input type="checkbox"/> LAN施設の停電・耐災害対策の強化   |
| 地域情報化推進事業             | <input type="checkbox"/> CATV整備<br><input type="checkbox"/> 高速インターネット接続・IP電話<br><input type="checkbox"/> 防災・防犯情報メール<br><input type="checkbox"/> 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進<br><input type="checkbox"/> デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、平時からの災害情報のオープン化 |
| 防災中枢施設等への衛星携帯電話の整備    | <input type="checkbox"/> 通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保   |
| 非常用電源及び保守             | <input type="checkbox"/> 非常用電源設備を整備<br><input type="checkbox"/> 保守点検の実施、的確な操作の徹底<br><input type="checkbox"/> 専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所へ設置   |
| 庁内システムの業務継続性の確保       | <input type="checkbox"/> 電算室に設置されているサーバ等が業務継続できる環境の確保<br><input type="checkbox"/> 自治体クラウドを活用した業務継続性の確保  |

## 第2 防災通信ソフト環境整備の強化

| 計画名                     | 計画のあらまし   |
|-------------------------|---|
| 非常時における情報連絡・処理マニュアル等の整備 | <input type="checkbox"/> 地域における非常時情報連絡拠点の整備<br><input type="checkbox"/> マニュアルの整備<br><input type="checkbox"/> スペシャリスト職員の育成                       |
| 情報ボランティアの確保             | <input type="checkbox"/> 無線システム構築事業者との協力協定締結<br><input type="checkbox"/> 情報処理専門技術者等のボランティア登録  |
| 市民向け非常時協カールPRの強化        | <input type="checkbox"/> 地域における非常時情報連絡拠点に関するPR<br><input type="checkbox"/> 非常時における電話利用自粛ルール等の周知徹底<br><input type="checkbox"/> 災害用伝言ダイヤル（171）のPR |

## 第3 気象等防災観測体制の整備

| 計画名               | 計画のあらまし  |
|-------------------|--|
| 市における気象情報等観測施設の整備 | <input type="checkbox"/> 市内LANを活用した雨量情報収集システムの整備検討<br><input type="checkbox"/> 地域防災無線システムを活用した雨量情報、河川水位情報収集システムの導入検討                                 |
| 関係機関との連携強化        | <input type="checkbox"/> 丹後土木事務所、府立高校等府出先機関等との連携強化<br><input type="checkbox"/> 郵便局等公共機関・団体との連携強化<br><input type="checkbox"/> タクシー事業者・運輸業者等民間業者との連携強化 |

## 第3章 河川防災計画

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 ( 建設部 )

#### 第2 基本方針

- 1 府が管理する2級河川について、早期改修と治水上支障がある土砂のしゅんせつの実施を要請していく。
- 2 市が管理する準用河川及び普通河川について、水害の原因となる箇所を優先的に土地改良、道路整備との整合を図るとともに改修事業に努める。
- 3 その他の河川については、管理を明確にして責任体制の充実を図り、河川の安全を確保する。

#### 第2節 河川の現況

市内を流れる河川には、網野町、久美浜町を除く他の4町を流域とする竹野川をはじめ、宇川、吉野川、樋越川、新樋越川、福田川、木津川、佐濃谷川、川上谷川、栃谷川、久美谷川の10水系と、その支流である芋野川、溝谷川、鳥取川、鱒留川、久次川、大谷川、小西川、吉永川、徳良川、力石川、常吉川、久住川、善王寺川（以上竹野川水系）、須川（宇川水系）、離湖、大橋川（以上新樋越川水系）、新庄川（福田川水系）、俵野川（木津川水系）、三原川、長野川、円頓寺川（以上佐濃谷川水系）、永留川、芦原川、伯耆谷川（以上川上谷川水系）、神谷川、河梨川、馬地川（以上久美谷川水系）の2級河川（府知事管理）、市が管理する25の準用河川、普通河川並びに多数の砂防指定河川、小河川がある。

※ 資料編1-2 京丹後市域を流れる主な河川

### 第3節 水防法に基づく洪水浸水想定区域に関する事項

#### 第1 洪水浸水想定区域図の指定・公表

府は、水防法第14条の規定に基づき洪水予報河川、水位周知河川及び一級、二級河川（洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川）について、想定最大規模降雨により河川が氾濫したときに浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、公表する。

#### 第2 洪水浸水想定区域における避難を確保するための措置

市は、水防法第15条の規定に基づき、府による洪水浸水想定区域の指定があったときは、次に掲げる事項について住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等を含む）を記載した印刷物を配布する。

- 1 洪水予報等（水位周知河川の水位等を含む）の伝達方法
- 2 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 3 洪水浸水想定区域内にある次の施設の名称及び所在地
  - (1) 地下街等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。
  - (2) 要配慮者利用施設（主として避難行動要支援者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの。
  - (3) 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの。
- 4 上記3で名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水

防組織の構成員に対する洪水予報の伝達方法

また、上記3により市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、次の措置を講じる。

(1) 地下街等の所有者又は管理者

地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

(2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成するとともに、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

(3) 大規模工場等の所有者又は管理者

大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

なお、水防法に規定された上記(1)～(3)のうち、現時点で京丹後市域においては、洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設が存在している。

※ 資料編6-3-3 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

## 第4章 林地保全計画

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 ( 農林水産部 )

#### 第2 基本方針

- 1 治山事業を実施し保安林としての機能の維持増進を図るとともに、保安林指定の拡充を進める。
- 2 府をはじめ関係機関の協力を得て、造林事業を進める。
- 3 消防機関、各部・関係機関と連携・協力し、入山者、林内作業者に対する出火防止対策の強化、初期消火体制の確立、林野火災に備えた消防力強化等により林野火災の予防、被害の最小限化に努める。

### 第2節 林地保全計画の内容

#### 第1 施設の耐災害性強化

| 計画名            | 計画のあらまし  |
|----------------|--|
| 林業用施設等の耐震性の強化  | <input type="checkbox"/> 基幹的な林道及び重要度の高い林道の耐震設計による整備及び橋梁落橋防止装置の設置<br><input type="checkbox"/> 危険箇所における法面崩壊、土砂崩壊、落石等防止工の設置   |
| 定期的診断の実施に基づく整備 | <input type="checkbox"/> 林業用施設における定期的な診断の実施による異常な兆候の早期発見及び危険箇所の整備<br><input type="checkbox"/> 採算面から手入れされず、今後も経営困難な人工林については、府の支援を受けながら市が国の森林環境譲与税を活用して災害防止のための間伐など必要な管理を推進<br><input type="checkbox"/> 放置され、機能の低下を招いている人工林については、間伐を実施するなどして広葉樹等の導入を図り、針葉樹と広葉樹が適度に混交した災害に強い森林を整備 |

#### 第2 災害予防のためのソフト環境整備

| 計画名          | 計画のあらまし  |
|--------------|--|
| 山地災害危険地区の周知等 | <input type="checkbox"/> 地形等から山地災害が懸念される箇所を府が調査し、その危険度が一定以上のものを「山地災害危険地区」とする。(詳しい情報はインターネット府ホームページ、府丹後広域振興局森づくり振興課等で確認できる)<br>なお、台風通過後等に山地災害危険地区の現地調査を行った府から山地災害の危険性が增大しているとの連絡を受けた場合、市は地元で周知する。<br><input type="checkbox"/> 人的被災を極力軽減するため、市は山地災害危険地区に関する情報を住民に周知し、住民の自主避難の判断を支援し、警戒避難体制の確立に努める。 |
| 管理体制等の整備     | <input type="checkbox"/> 各管理主体による機械等の操作マニュアルの作成<br><input type="checkbox"/> 連絡体制の確立<br><input type="checkbox"/> 管理技術者の育成確保   |
| 情報管理手法の確立    | <input type="checkbox"/> 林業用施設等に関する雨量、水位、水質等の防災情報の一元的収集システムの検討   |

| 計画名               | 計画のあらまし  |
|-------------------|--|
| 緊急用資機材の備蓄、調達体制の確立 | <input type="checkbox"/> 丹後地区森林組合との連携による備蓄、調達体制の確保<br><input type="checkbox"/> その他民間事業者との連携による備蓄、調達体制の確保   |
| 林産物災害予防対策の実施      | <input type="checkbox"/> 近畿中国森林管理局、丹後広域振興局、丹後地区森林組合等との連携強化<br><input type="checkbox"/> 時期に応じた雪害、寒干害、風水害等に対する予防技術の周知徹底<br><input type="checkbox"/> 森林整備計画に基づく健全な森林づくり等林地保全計画の推進<br><input type="checkbox"/> 林産物生産、流通、加工現場における安全パトロールの実施 |
| 林野火災の予防対策の推進      | ※第3節「林野火災予防対策計画」参照   |

### 第3節 林野火災予防対策計画

#### 第1 出火防止対策の強化

| 計画名             | 計画のあらまし   |
|-----------------|---|
| 林野火災に強い地域づくりの推進 | <input type="checkbox"/> 防火線・防火林の整備等森林環境の整備<br><input type="checkbox"/> 森林内及び周辺地域での火入れ作業、その他火気使用に関する指導<br><input type="checkbox"/> 林野火災多発期等における監視パトロール等の実施<br><input type="checkbox"/> 入山者、林内作業者に対する防火思想の普及 |
| 山火事予防運動等の実施     | <input type="checkbox"/> 山火事予防運動（3月1～7日）の実施<br><input type="checkbox"/> 火災気象通報発令時の出火防止の緊急呼びかけ   |

#### 第2 初期消火体制の強化

| 計画名                | 計画のあらまし   |
|--------------------|---|
| 林野管理者等による自衛消防体制の整備 | <input type="checkbox"/> 自衛消防隊その他防火組織による消火技術の習熟<br><input type="checkbox"/> 消防用設備等の点検・整備<br><input type="checkbox"/> 各種訓練の実施<br><input type="checkbox"/> 隣接市町、丹後地区森林組合、建設業者等との相互援助体制の確立 |
| その他の事業所及び住民に対する指導  | <input type="checkbox"/> 自主防災組織の結成及び活動強化促進<br><input type="checkbox"/> 地域における消火訓練への参加促進<br><input type="checkbox"/> 印刷物等の配布による防災行動力の向上  |

#### 第3 林野火災に備えた消防力強化

| 計画名          | 計画のあらまし   |
|--------------|---|
| 林野火災用防火水槽の整備 | <input type="checkbox"/> 林野火災用消防水利マップの作成<br><input type="checkbox"/> 消防水利確保困難地区への防火水槽、貯水槽の整備<br><input type="checkbox"/> その他海水、河川水等自然水利活用等消防水利の多様化の推進 |
| 空中消火体制の整備    | <input type="checkbox"/> 空中消火用消防水利マップの作成<br><input type="checkbox"/> ヘリポート等活動拠点の整備<br><input type="checkbox"/> その他空中消火要請時に必要となる手順等の検討                 |
| 林野火災用資機材の整備  | <input type="checkbox"/> 林野火災用工作機器の点検、整備<br><input type="checkbox"/> 可搬式消火機材等の点検、整備   |

## 第5章 砂防関係事業計画

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 (建設部)

#### 第2 基本方針

土砂災害による被害を軽減するため、国（農林水産省、国土交通省）・府の助成を受けながら、砂防関係事業計画の総合的な推進に努める。

### 第2節 計画の内容

#### 第1 土砂災害警戒区域等における防災対策

市は、府と連携して、土砂災害から人命を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号：以下、土砂災害防止法という）」に基づき、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

| 計画名                      | 計画のあらまし   |
|--------------------------|---|
| 土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定 | □府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水および土地利用状況等についての基礎調査を行い、市との連携を図って「土砂災害警戒区域」および「土砂災害特別警戒区域」の指定を行う。                         |
| 指定区域内での開発規制              | □府は、市と連携して「土砂災害特別警戒区域」においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行爲について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。              |
| 警戒避難体制の整備                | □「土砂災害警戒区域」については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。               |
| 住民への周知                   | □市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の指定緊急避難場所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項についてハザードマップ等により住民への周知を図る。            |
| 要配慮者利用施設に対する警戒避難体制の確立    | □警戒区域内に、主として高齢者、障がい者、乳幼児等が利用する施設がある場合は、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。 |

#### 第2 土砂災害における警戒避難体制

| 計画名                | 計画のあらまし  |
|--------------------|--|
| 警戒又は避難を行うべき基準の設定   | □地区ごとの気象情報、雨量、前兆現象等に基づく自主避難基準の設定<br>□支部を単位とした避難支援基準の検討                   |
| 適切な避難場所及び避難路の設定、周知 | □避難場所及び避難路の再検討（土砂災害を受けるおそれのない場所への設定）<br>□職員、区長・住民に対する避難場所、避難路、避難方法等の周知徹底 |

| 計画名                   | 計画のあらまし  |
|-----------------------|--|
| 情報収集及び伝達体制の整備         | <input type="checkbox"/> 気象台と府が共同で発表する土砂災害警戒情報、府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）、気象庁の土砂災害の危険度分布など、インターネット等により土砂災害が発生する危険度に関する情報を収集する。<br><input type="checkbox"/> 過去の災害事例等の収集、分析<br><input type="checkbox"/> 地域防災無線、同報系防災無線等災害に強い情報連絡システムの整備   |
| 防災知識の普及及び防災活動の実施      | <input type="checkbox"/> 職員、住民に対する土砂災害警戒区域等や避難方法等の周知徹底<br><input type="checkbox"/> 消防団、区、協力団体等との連携、協力による防災訓練の実施  |
| 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制 | <input type="checkbox"/> 要配慮者の利用する施設が土砂災害警戒区域内にあり、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合には、この市地域防災計画に当該施設を位置付けるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。<br>この場合、要配慮者利用施設においては、避難に係る計画（避難確保計画）を作成し、当該計画による避難訓練を実施する。<br><input type="checkbox"/> 市は、避難確保計画や避難訓練の実施状況について定期的に確認するとともに、施設管理者等に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。 |

### 第3 土砂災害対策工事等の推進

| 計画名                  | 計画のあらまし   |
|----------------------|---|
| 地形・地質・植生調査事業         | <input type="checkbox"/> 航空写真等による山の把握<br><input type="checkbox"/> 保安林、地すべり防止区域指定の促進<br><input type="checkbox"/> 伐採跡地等植林・造林適地調査      |
| 山地災害危険地区における対策事業の促進  | <input type="checkbox"/> 林地崩壊、土砂流出発生箇所における復旧治山<br><input type="checkbox"/> 保安林整備  |
| 土砂災害警戒区域等における対策工等の実施 | <input type="checkbox"/> 危険箇所調査及び災害防止対策工の実施促進<br><input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域等法指定の促進<br><input type="checkbox"/> 住宅移転の促進       |
| 雪崩危険地区に対する対策事業の推進    | <input type="checkbox"/> 雪崩防止のための植林指導<br><input type="checkbox"/> 雪崩防護施設の整備、点検維持<br><input type="checkbox"/> 積雪期におけるパトロールの励行及び警告の実施 |

### 第4 危険箇所及び対策施設調査点検実施体制の整備

| 計画名          | 計画のあらまし  |
|--------------|--|
| 砂防ボランティア等の確保 | <input type="checkbox"/> 市内在住の砂防ボランティアの把握<br><input type="checkbox"/> 市内在住の斜面判定士の確保  |
| 判定実施体制の整備    | <input type="checkbox"/> 府砂防ボランティア協会等との緊急連絡要領の整備<br><input type="checkbox"/> 危険箇所及び対策施設調査点検実施要領の整備<br><input type="checkbox"/> 建築関係団体・事業所との応援協力協定の締結 |

※ 資料編 1－3 土砂災害警戒区域等一覧表

## 第6章 農業用施設防災計画

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 ( 農林水産部 )

#### 第2 基本方針

- 1 農地及び農業用施設の保全と災害の未然防止を図るため、豪雨、洪水、地震、高潮及び津波など災害発生時を予想し、要注意のものを重点にしなが、府に補強、整備促進を要請する。
- 2 管理者等に施設の補強等の対策を講じるよう指導する。

### 第2節 計画の内容

#### 第1 施設の耐災害性強化

| 計画名                      | 計画のあらまし   |
|--------------------------|---|
| 農業用施設等の耐震性の強化            | <input type="checkbox"/> 基幹的な農道及び重要度の高い農道の耐震設計による整備及び橋梁落橋防止装置の設置<br><input type="checkbox"/> 危険箇所における法面崩壊、土砂崩壊、落石等防止工の設置<br><input type="checkbox"/> 老朽ため池等施設の改修時における耐震設計整備   |
| 地域全体の排水機能の向上を配慮した用排水施設整備 | <input type="checkbox"/> 土地利用の変化や排水先河川の整備状況を配慮した湛水防除事業の推進   |
| 定期的診断の実施に基づく整備           | <input type="checkbox"/> 農業用施設における定期的な診断の実施による異常な兆候の早期発見及び危険箇所の整備<br><input type="checkbox"/> ため池については、市及びため池管理者は定期的に点検調査を実施し、豪雨が予想される際に事前に排水操作を徹底する。   |
| 日常的な対応措置                 | <input type="checkbox"/> ため池：巡視による異常の早期発見及び報告、特に草刈及び流木除去の励行、斜樋底樋の点検整備、堤体の応急補強と通行規制、洪水吐き及び下流放水路障害物の除去、不用貯水の排除及び事前放流の徹底、農業用以外に利用されるため池の適正な管理者への移管、未利用ため池の廃止<br><input type="checkbox"/> 頭首工：取水、土砂吐、洪水吐、当の各種ゲート（角おとしの物を含む。）の整備点検、操作の演習<br><input type="checkbox"/> 用排水路：しゅんせつ、除草、障害物の除去、破損箇所の修理、水路中の各種ゲートの整備点検、操作<br><input type="checkbox"/> 農道：路面補修、側溝、暗きょ、溜柵、排水管等、排水施設のしゅんせつ、清掃 |

## 第2 災害予防のためのソフト環境整備

| 計画名               | 計画のあらまし  |
|-------------------|--|
| 防災重点農業用ため池        | <p>□決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池については、「防災重点農業用ため池」と位置づける。</p> <p>具体的な選定基準は以下のとおりで、選定は市と協議の上、府が行う。</p> <p>□ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの</p> <p>□ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設があり、浸水深が0.5mを超えるもの、かつ貯水量1,000 m<sup>3</sup>以上のもの</p> <p>□ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設があり、浸水深が0.5mを超えるもの、かつ貯水量5,000 m<sup>3</sup>以上のもの</p> <p>□洪水浸水想定区域内に学校、病院及び市役所等の公共施設があるもの</p> <p>□地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から府及び市が必要と認めるもの</p> |
| 管理体制等の整備          | <p>□施設被災に伴い、人家や公共施設に被害が予想される施設については、市及び施設管理者はハザードマップ（安心・安全マップ）の整備普及に努める。なお、市は作成したハザードマップの配布等により危険情報等を公表する。</p> <p>□各管理主体による機械等の操作マニュアルの作成</p> <p>□連絡体制の確立</p> <p>□管理技術者の育成確保</p>   |
| 情報管理手法の確立         | <p>□農業用施設等に関する雨量、水位、水質等の防災情報の一元的収集システムの検討</p>  |
| 緊急用資機材の備蓄、調達体制の確立 | <p>□民間事業者との連携による備蓄、調達体制の確保</p> <p>□府・団体等の保有応急ポンプ等の貸出要請要領の整備</p>  |

※ 資料編1-4-1 ため池一覧表

※ 資料編1-4-2 その他農業用施設

## 第7章 港湾海岸施設防災計画等

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 (建設部)

#### 第2 基本方針

- 1 高潮、波浪から海浜地の人家、田畑、道路等の公共施設被害、港湾施設の被害、土地の侵食を防ぐため、府及び関係機関と連携を図りながら海岸保全施設の構築に努める。
- 2 国（農林水産省、国土交通省、海上保安庁）・府の指導、助成を受けながら、船舶保安対策、石油類流出事故予防対策の総合的な推進に努める。

### 第2節 計画の内容

#### 第1 港湾海岸施設防災工事の推進

| 計画名                    | 計画のあらまし   |
|------------------------|---|
| 海岸保全区域における府が行う防災工事への協力 | <input type="checkbox"/> 社会資本総合整備計画等に基づく海岸侵食防止工事の促進<br><input type="checkbox"/> 現地の状況に応じた新たな保全施設設置の要請             |
| 要保全海岸の海岸保全区域追加指定の要請等   | <input type="checkbox"/> 保全が必要と思われる海岸の調査及び海岸保全区域追加指定の要請<br><input type="checkbox"/> 養浜事業、保安林保護、育成、河口閉塞対策等総合的対策の実施 |

#### 第2 船舶保安対策

| 計画名    | 計画のあらまし   |
|--------|---|
| 港湾状況調査 | <input type="checkbox"/> 港湾状況の調査実施<br><input type="checkbox"/> 調査結果に基づく防災活動計画の整備・点検 |

#### 第3 石油類流出事故予防対策

| 計画名          | 計画のあらまし  |
|--------------|--|
| 情報連絡体制の整備    | <input type="checkbox"/> 府、第八管区海上保安部等関係防災機関との情報連絡体制整備<br>※ 本編第1章「気象等観測・予報計画」及び第3編第1部第1章第4節第4の1「石油類流出事故災害及び大規模海難事故災害の場合」参照  |
| 流出油防除資機材等の整備 | <input type="checkbox"/> 市における流出油防除資機材及び化学消火薬剤等消火資機材の整備<br><input type="checkbox"/> 漁協等関係団体における流出油防除資機材備蓄、調達体制の促進  |
| 訓練、研修等       | <input type="checkbox"/> 海上災害防止センターの海上防災のための措置に関する訓練事業等の活用によるスペシャリストの養成<br><input type="checkbox"/> 府、第八管区海上保安部等関係防災機関、関係団体等との連携による訓練への参加<br><input type="checkbox"/> 石油類流出事故予防対策関係資料の収集<br><input type="checkbox"/> 関係団体・事業所との応援協力協定の締結 |

## 第8章 水産施設防災計画

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 ( 農林水産部 )

#### 第2 基本方針

台風、冬季風浪、強風・大雪、高潮、津波などから漁業生産手段や生産基盤への被害の防止を図るものとする。

#### 第2節 計画の内容

| 計画名                            | 計画のあらまし  |
|--------------------------------|--|
| 台風、冬季風浪、強風・大雪、高潮、津波警戒時の漁船施設計画  | <ul style="list-style-type: none"> <li>□漁業者は漁船の保全のため、日常から次のことに努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>□日常から気象情報の収集に留意し、被害防止のために適切に対応する。</li> <li>□被害が予測される際には、漁業者は小型船は陸上に引揚げ、確実に固定し、また、中大型船ではけい留索を補強し、必要に応じてより安全な泊地や他の漁港への避難を検討、実施する。</li> </ul> </li> <li>□漁業者は海上航行、操業時の事故防止、安全確保のために次のことに努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>□天候の急変が予想される際には、速やかに操業を中止し、帰港、避難の行動をとる。</li> <li>□無線機、携帯電話等の装備により、陸上及び僚船との間の連絡手段を常に確保する。</li> <li>□漁船の日常及び定期的な点検を励行し、故障による海難事故の発生を予防する。</li> </ul> </li> <li>□漁業者は大雪が予想される際には、さらに次のことに努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>□小型船は陸上に引揚げて、転覆、沈没による被害防止に努め、また、陸上引揚げが困難な中大型船では、定期的な見回りと必要に応じた除雪を実施し、転覆、沈没の防止に努める。</li> </ul> </li> </ul> |
| 台風、温帯低気圧、前線接近時の風浪、急潮警戒時の漁具施設計画 | <ul style="list-style-type: none"> <li>□漁業者は気象情報や急潮情報等に注意し、緊急時防災対策として、定置網身網の一部又は全てを撤去する。避難、撤去不可能な場合は、錨、浮子、ロープ等で補強を出来る限り行う。</li> <li>□漁業者の日常時対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>□漁具資材の小まめな点検と早めの交換を行う。特に、側張りのワイヤーロープは定期的な交換と強化</li> <li>□定期的な網替え、側張りや浮子等の付着物除去等の清掃</li> <li>□定置網にかかる流水抵抗を減少させるためのその他対策（箱網の目合拡大等</li> </ul> </li> <li>□急潮情報提供による関係漁業者への注意喚起</li> </ul>  |
| 養殖施設防災計画                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>□台風対策（補強、避難、撤去又はこれらの不可能な場合の養殖物の移動）</li> <li>□水害対策（海面養殖物、内水面養殖場）</li> <li>□大雪対策（出荷体制の整備、養殖魚の早期出荷、養殖物の避寒等、定置網の網入作業準備の早期着手、池中養殖池の管理）</li> </ul>  |
| 漁港施設計画                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>□台風、冬季風浪、高潮対策を重点に、どのような天候でも安心して漁船を係留しておける漁港整備の推進</li> </ul>   |
| 共同利用施設計画                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>□台風、冬季風浪、高潮対策として、気象通報の入手による気象状況の熟知</li> <li>□台風、冬季風浪、高潮に備えた建物及び施設の補修、補強の実施</li> </ul>   |

※ 資料編 1 - 5 水産施設の現況

## 第9章 道路及び橋梁防災計画

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 (建設部)

#### 第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても道路機能の低下を最小限にとどめ、利用者の安全を確保することを目標として、各道路管理者・関係機関と相互に連携・協力し、以下の3点を重点に必要な整備を行う。

- 1 道路及び道路付帯施設の耐災害性強化
- 2 道路災害予防のためのソフト環境整備
- 3 道路除雪事業

### 第2節 計画の内容

#### 第1 道路及び橋梁の耐災害性強化

| 計画名                           | 計画のあらまし  |
|-------------------------------|--|
| 緊急交通路指定予定路線等をはじめとする道路網の耐災害性強化 | <input type="checkbox"/> 定期点検、臨時点検に基づく改修、補修の実施<br><input type="checkbox"/> 崩土、なだれ等危険箇所調査に基づく防災補修工事の実施<br><input type="checkbox"/> 早期改良の不可能な箇所における迂回路整備 |
| 災害に強い橋梁の整備                    | <input type="checkbox"/> 定期点検、臨時点検に基づく架替、補修等の実施<br><input type="checkbox"/> 耐震橋梁の整備  |
| トンネル及びスノー(ロック)シェットの整備         | <input type="checkbox"/> 定期点検、臨時点検に基づく改修、補修の実施   |

#### 第2 道路災害予防のためのソフト環境整備

| 計画名                 | 計画のあらまし  |
|---------------------|--|
| 道路災害情報収集、連絡、提供体制の整備 | <input type="checkbox"/> 観測・監視機器(地震計、雨量計等)の活用、整備<br><input type="checkbox"/> 通信施設の活用、整備<br><input type="checkbox"/> 情報提供装置の活用、整備 |
| 応急復旧用資機材の備蓄・調達体制の整備 | <input type="checkbox"/> 関係機関・関係業者との事前配置体制の確保<br><input type="checkbox"/> 応急復旧用資機材の備蓄  |
| 道路通行規制実施体制の確立       | <input type="checkbox"/> 道路通行危険区間における規制基準の実効性確保<br><input type="checkbox"/> 道路通行危険区間の周知及び通行規制実施体制の確立                             |
| 道路利用者への広報           | <input type="checkbox"/> 大規模災害発生時における留意事項のPR<br><input type="checkbox"/> その他災害未然防止のための留意事項、防災知識のPR                               |

#### 第3 道路除雪事業

| 計画名           | 計画のあらまし  |
|---------------|--|
| 道路除雪計画        | <input type="checkbox"/> 府道路除雪計画に準じて毎年度作成  |
| 関係機関等との相互協力体制 | <input type="checkbox"/> 丹後土木事務所、京丹後警察署との事前協議、連絡体制の確保<br><input type="checkbox"/> 建設・運輸・石油販売関係業者との事前協議、連絡体制の確保<br><input type="checkbox"/> 雪捨場、屋根の雪おろしの処理方法、路面上の埋没物件の標示、消雪装置区間の排水対応等に関する区長・住民等との事前協議、連絡体制の確保 |

- ※ 資料編1-6 道路状況一覧表
- ※ 資料編5-4-1 緊急交通路指定予定路線一覧表(府地域防災計画所収のうち市域分)
- ※ 資料編5-4-2 緊急輸送道路一覧表(府指定)

## 第10章 防災営農対策計画

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 ( 農林水産部 )

#### 第2 基本方針

農地、農林業用生産施設等営農基盤の災害予防事業の計画的推進に努めるとともに、防災的見地からの、防災営農指導を関係機関と協議し行う。

### 第2節 計画の内容

| 計画名          | 計画のあらまし  |
|--------------|--|
| 農産物災害予防対策の実施 | <input type="checkbox"/> 丹後農業改良普及センター、京都府農業共済組合、丹後農業研究所、京都農業協同組合との連携強化<br><input type="checkbox"/> 丹後土地改良区、農業水利団体による農業用水利施設の点検、整備、補修の徹底<br><input type="checkbox"/> 時期に応じた雪害、寒干害、風水害等に対する予防技術の周知徹底<br><input type="checkbox"/> 生産施設等における補強工事等施設安全性確保のための対策の実施指導<br><input type="checkbox"/> 「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づく大雪による農産物や農業用施設の被害防止についての指導・啓発 |
| 林産物災害予防対策の実施 | <input type="checkbox"/> 近畿中国森林管理局、丹後広域振興局、丹後地区森林組合等との連携強化<br><input type="checkbox"/> 時期に応じた雪害、寒干害、風水害等に対する予防技術の周知徹底<br><input type="checkbox"/> 森林整備計画に基づく健全な森林づくり等林地保全計画の推進<br><input type="checkbox"/> 林産物生産、流通、加工現場における安全パトロールの実施   |
| 畜産物災害予防対策の実施 | <input type="checkbox"/> 丹後農業改良普及センター、丹後家畜保健衛生所、丹後農業研究所、農林水産技術センター畜産センター碓高原牧場、京都農業協同組合との連携強化<br><input type="checkbox"/> 時期に応じた雪害、寒干害、風水害等に対する予防技術の周知徹底<br><input type="checkbox"/> 生産施設等における補強工事等施設安全性確保のための対策の実施指導   |

## 第11章 建造物防災計画

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 (建設部)

#### 第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても被害を最小限にとどめることを目標として、以下の4点を重点に建造物防災計画を進める。

- 1 防災上重要な建築物の災害予防
- 2 建築物等に対する防災上の指導等
- 3 地震被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定実施体制の整備
- 4 応急仮設住宅等供給体制の整備

### 第2節 計画の内容

#### 第1 防災上重要な建築物の災害予防

| 計画名                            | 計画のあらまし   |
|--------------------------------|---|
| 市庁舎及び各種応急対策活動拠点となる学校等市有建物の災害予防 | <input type="checkbox"/> 既存建築物の計画的な耐震診断・改修の推進（特に既存耐震不適格建築物）<br><input type="checkbox"/> 非構造部材を含む耐震対策等を行い、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保<br><input type="checkbox"/> 非常用電源、飲料水備蓄等バックアップ設備整備、防災設備の充実<br><input type="checkbox"/> 配管設備類の固定化、敷地内の排水施設及び擁壁等の整備<br><input type="checkbox"/> 段差部のスロープ化など要配慮者に配慮した施設、設備の整備<br><input type="checkbox"/> 施設の維持管理のための台帳、図面、手引きの整備<br><input type="checkbox"/> 代替エネルギーシステムの活用を含め、中長期的の停電に対応できる非常用電源設備（自家発電設備等）の整備<br><input type="checkbox"/> 非常用電源設備の設置場所の検討、稼働持続時間の把握、燃料確保体制の整備 |
| 医療救護、避難施設となる建築物、社会福祉施設等の災害予防   | <input type="checkbox"/> 市庁舎及び各種応急対策活動拠点となる市有建物に準ずる整備   |

#### 第2 建築物等に対する防災上の指導等

| 計画名   | 計画のあらまし                                       |
|---|---|
| （防災査察が特定建築物だけではない場合）<br>ホテル等不特定多数の者が利用する特定建築物の安全確保<br>（防災査察が特定建築物のみの場合）<br>ホテル等特定建築物の安全確保 | <input type="checkbox"/> 防災査察の実施及び結果に基づく指導、助言 |

| 計画名                          | 計画のあらまし  |
|------------------------------|--|
| 著しく劣化している建築物・水害常襲地の建築物等の安全確保 | <input type="checkbox"/> 防災点検の必要の啓発<br><input type="checkbox"/> 落下物、断線等による災害防止対策の必要の啓発<br><input type="checkbox"/> 床上浸水等災害防止対策の必要の啓発 |
| 宅地防災対策の実施                    | <input type="checkbox"/> 府が実施する都市計画法に基づく規制、技術的指導の実施への協力<br><input type="checkbox"/> 府等関係機関との連携による災害警戒期におけるパトロールの実施                   |

### 第3 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定実施体制の整備

| 計画名           | 計画のあらまし   |
|---------------|---|
| 判定士の確保、養成の促進等 | <input type="checkbox"/> 市内の建築士、砂防関係OBの講習会受講促進<br><input type="checkbox"/> 緊急連絡要領の整備、関係団体・事業所等との応援協力協定の締結 |

### 第4 応急仮設住宅等供給体制の整備

| 計画名                    | 計画のあらまし   |
|------------------------|---|
| オープンスペース台帳等の策定         | <input type="checkbox"/> オープンスペース台帳作成（仮設住宅用地、資材置き場用地等）<br><input type="checkbox"/> 入居までの一時待機用住宅として利用可能な施設台帳の作成          |
| 近隣市町、民間事業者等との応援・協力体制整備 | <input type="checkbox"/> 相互応援協定の締結及び非常時要領の作成（近隣市町）<br><input type="checkbox"/> 協力協定の締結（建設業者、資材業者、土木業者、運送事業者及びホテル・旅館業者等） |

## 第12章 文化財災害予防計画

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 ( 教育委員会 )

#### 第2 基本方針

市内に存する文化財は貴重な国民的財産であり、永く後世に伝え、保存継承するため、消防設備の設置、耐震補強等万一の災害時にも被害を最小限にとどめるよう必要な予防施策の推進に努める。

### 第2節 計画の内容

| 計画名             | 計画のあらまし   |
|-----------------|---|
| 建造物災害予防         | <input type="checkbox"/> 各種法定防災設備未設置文化財への設置指導<br><input type="checkbox"/> 既設防災設備の日常的点検及び不良箇所の修理等指導、助言<br><input type="checkbox"/> 必要な場合の自動火災報知設備、消火設備、避雷針等の設置促進<br><input type="checkbox"/> 必要な場合の耐震補強、免震対策等の促進   |
| 美術工芸品災害予防       | <input type="checkbox"/> 耐火、耐震収蔵庫、保管庫への保存・保管の指導<br><input type="checkbox"/> 建造物防災に準じた措置   |
| 史跡、名勝、天然記念物災害予防 | <input type="checkbox"/> 指定地域の保全<br><input type="checkbox"/> 建造物防災に準じた措置  |
| その他文化財保護対策の推進   | <input type="checkbox"/> 文化財所有者又は管理団体に対して、「文化財所有者のための防災マニュアル」(京都府)の周知を図り、防災組織の活用、災害時における防災方法等防災措置の指導徹底<br><input type="checkbox"/> 災害時における文化財の避難搬出計画の作成に関する指導、助言<br><input type="checkbox"/> 文化財防火デー等における防災訓練実施に関する指導、助言<br><input type="checkbox"/> 消防本部・署、消防団をはじめ文化財防災関係機関の相互協力、連絡体制の確立 |

※ 資料編1-8 指定文化財一覧

## 第13章 危険物等保安計画

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 ( 消防本部 )

#### 第2 基本方針

危険物、火薬類、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質(以下「危険物等」という。)は、その貯蔵又は取扱上の不備や事故が直ちに災害発生の原因となりうる。また地震、風水害等の自然災害や他の原因に基づく災害発生時には被害を拡大する要因ともなりうる。市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても被害を最小限にとどめることを目標として、以下の3点を重点に予防計画を進める。

- 1 施設・設備の耐災害性強化
- 2 自主保安体制等の強化
- 3 消防力の整備(第14章による。)

### 第2節 計画の内容

#### 第1 危険物対策

| 計画名                  | 計画のあらまし  |
|----------------------|--|
| 指導の強化                | <input type="checkbox"/> 耐震性に関する消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態維持のための立入検査励行<br><input type="checkbox"/> 消防法及び各関連法に基づく技術上の基準適用前施設・設備に関する状況把握及び補強等の指導<br><input type="checkbox"/> 石油類屋外タンクの不等沈下対策の実施指導<br><input type="checkbox"/> 海上保安対策の指導、監督<br><input type="checkbox"/> その他災害危険区域における特殊な配慮を要する場合の耐災害性強化の指導 |
| 危険物取扱者制度の効果的な運用      | <input type="checkbox"/> 講習会等の開催による資格取得の指導<br><input type="checkbox"/> 保安講習の実施による資格者責務遂行の指導  |
| 自衛消防組織・自主防災組織等の組織化推進 | <input type="checkbox"/> 実践的な活動要領類の整備<br><input type="checkbox"/> 隣接事業所等との相互応援協定の締結  |
| 防災訓練の強化              | <input type="checkbox"/> 具体的な災害想定のもとに実践的な防災訓練実施<br><input type="checkbox"/> 隣接事業所等との連携を考慮した防災訓練実施  |
| 関係機関との連絡体制の確保        | <input type="checkbox"/> 異常事態発生時における緊急通報体制の確立<br><input type="checkbox"/> その他消防等関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保による応急対策、復旧対策実施に関する詳細要領の整備  |

#### 第2 火薬類及び高圧ガス対策

| 計画名       | 計画のあらまし  |
|-----------|--|
| 保安管理体制の確立 | <input type="checkbox"/> 緊急事態発生時における保安に係る職制、職務範囲等を明確にした自主的な保安管理体制の確立<br><input type="checkbox"/> 関係保安団体における災害に関する情報連絡体制、事業所相互応援体制の整備 |

| 計画名                | 計画のあらまし   |
|--------------------|---|
| 製造設備等の整備改善等        | <input type="checkbox"/> 火薬類製造施設、貯蔵所等の位置、構造及び設備の火薬類取締法の規定や基準に適合した状態の維持<br><input type="checkbox"/> 高圧ガス製造施設、貯蔵所等の位置、構造及び設備の高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法令の規定や基準に適合した状態の維持<br><input type="checkbox"/> 高圧ガス製造施設等における地震等によるガス漏洩防止措置の実施<br><input type="checkbox"/> 災害事故を想定した防災訓練の実施 |
| 火災に対する予防           | <input type="checkbox"/> 火薬類取扱事業所における延焼時を想定した安全な一時保管場所及び迅速な移動措置実施体制の確保<br><input type="checkbox"/> 高圧ガス取扱事業所における水噴霧設備、散水設備、放水設備、消火設備その他の設備の整備   |
| 保安指導               | <input type="checkbox"/> 対象事業所に対する保安検査、立入検査の実施に基づく関係法令技術基準維持の指導、適合しない事業所に対する改善命令等<br><input type="checkbox"/> 対象事業所における定期自主検査、日常点検及び教育訓練の実施に基づく自主保安体制の確立  |
| 海上保安対策             | <input type="checkbox"/> 火薬類及び高圧ガスの大量荷役が行われる場合において、必要な場合における一般船舶の立入交通制限の実施  |
| 火薬類及び高圧ガス取扱事業所の把握等 | <input type="checkbox"/> 火薬類及び高圧ガス取扱事業所の把握<br><input type="checkbox"/> 災害危険区域における特殊な配慮を要する場合の耐災害性強化の要請  |

### 第3 毒物、劇物対策

| 計画名                 | 計画のあらまし  |
|---------------------|--|
| 府保健所毒物劇物監視員による指導の強化 | <input type="checkbox"/> 毒物、劇物取扱状況に関する随時報告の提出要請、立入検査実施による指導取り締まり<br><input type="checkbox"/> 災害時の流出、散逸等不測の事態に備えた措置（表示による貯蔵場所の明示、貯蔵設備・方法の確立、在庫数量の厳格な把握、必要な場合の貯蔵場所移転等の検討）の徹底指導 |
| 毒物、劇物取扱事業所の把握等      | <input type="checkbox"/> 毒物、劇物取扱事業所の把握<br><input type="checkbox"/> 災害危険区域における特殊な配慮を要する場合の耐災害性強化の要請   |

### 第4 原子力以外の放射性物質対策

| 計画名                          | 計画のあらまし  |
|------------------------------|--|
| 関係防災機関による原子力以外の放射性物質対策       | <input type="checkbox"/> 原子力発電施設以外の放射性物質取扱施設及び事業所における作業の安全管理及び安全衛生確保のための立ち入り検査、一斉監督の実施                           |
| 原子力発電施設以外の放射性物質取扱施設及び事業所の把握等 | <input type="checkbox"/> 原子力発電施設以外の放射性物質取扱施設及び事業所の把握<br><input type="checkbox"/> 災害危険区域における特殊な配慮を要する場合の耐災害性強化の要請 |

## 第14章 消防組織整備計画及び火災予防計画

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 ( 消防本部 )

#### 第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、ひとたび災害が発生した場合に想定される被害の大規模化、被害態様の複雑化・多様化にも被害を最小限にとどめるために必要な消防力の整備と、火災予防施策の推進について、以下の4点を重点に努める。

- 1 消防水利の多様化と科学消防力の強化
- 2 実地的な消防力強化のためのソフト環境整備
- 3 火災予防計画の推進
- 4 火災の拡大防止

#### 第2節 計画の内容

##### 1 消防水利の多様化と科学消防力の強化

| 計画名         | 計画のあらまし   |
|-------------|---|
| 消防水利の整備     | <input type="checkbox"/> 河川、ため池、海水等自然水利の活用方策の確立<br><input type="checkbox"/> ビル受水槽、温泉施設、農業用水、消雪用井戸、下水処理水、プール等の消防水利活用方策の確立<br><input type="checkbox"/> 耐震性防火水槽の設置<br><input type="checkbox"/> 消火栓の整備、積雪時対策の推進 |
| 科学消防力の強化    | <input type="checkbox"/> 高層建築物災害対応のためのはしご車の整備<br><input type="checkbox"/> 危険物災害対応資機材等の整備<br><input type="checkbox"/> 悪路対応型消防車両、積雪時対応型消防車両等の整備<br><input type="checkbox"/> 消防通信施設の高度化                        |
| 消防団施設・装備の充実 | <input type="checkbox"/> 老朽化した消防団拠点施設の更新整備<br><input type="checkbox"/> 消防車両、通信・装備の更新整備  |

##### 2 実地的な消防力強化のためのソフト環境整備

| 計画名              | 計画のあらまし   |
|------------------|---|
| 多様な災害種別消防活動計画の確立 | <input type="checkbox"/> 台風時の消防力運用計画<br><input type="checkbox"/> 地震時の消防力運用計画<br><input type="checkbox"/> なだれ、山くずれ、地すべり等の警戒、防御、避難誘導支援等計画<br><input type="checkbox"/> その他特殊災害時の消防力運用計画<br><input type="checkbox"/> 積雪時の大規模災害対応消防力運用計画<br><input type="checkbox"/> 橋梁、トンネル等支障発生時の消防力運用計画<br><input type="checkbox"/> 空中消火等多様な消火戦術の検討 |
| 広域応援体制の維持・強化     | <input type="checkbox"/> 府内他市町村消防組織との相互応援体制<br><input type="checkbox"/> 広域消防応援に関する活動要領の整備、習熟  |
| 市消防団の活用          | <input type="checkbox"/> 消防団員の資質向上と定員確保<br><input type="checkbox"/> 自主防災組織との連携方策の確立<br><input type="checkbox"/> 女性の消防団への加入促進  |

※ 資料編 3-5 消防力等の現況

※ 資料編 5-1-1 京都府広域消防相互応援協定書

3 火災予防施策の推進

(1) 出火防止対策の強化

| 計画名                 | 計画のあらまし   |
|---------------------|---|
| 一般住宅、事業所に対する防火指導の強化 | <input type="checkbox"/> 火気使用設備・器具等の安全化及び内装材料等の不燃化<br><input type="checkbox"/> 予防査察及び防火診断の実施<br><input type="checkbox"/> 防火に関する知識及び地震に対する備えのPR  |
| 防火管理者・施設管理者等に対する指導  | <input type="checkbox"/> 地震発生をも想定した消防計画の整備及び従業員への周知徹底<br><input type="checkbox"/> 消防用設備等の維持管理の徹底<br><input type="checkbox"/> 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置<br><input type="checkbox"/> スプリンクラー設備等の適正な設置 |
| 火災予防運動等の実施          | <input type="checkbox"/> 春秋2回の火災予防運動、危険物安全週間、文化財防火デーの実施<br><input type="checkbox"/> 火災気象通報発令時の出火防止の緊急呼びかけ   |
| 林野火災の予防             | <input type="checkbox"/> 防火線・防火林の整備等森林環境の整備<br><input type="checkbox"/> 森林内及び周辺地域での火気使用に関する指導<br><input type="checkbox"/> 大火危険気象等に対する警戒<br><input type="checkbox"/> 防火思想の普及                           |

(2) 初期消火体制の強化

| 計画名               | 計画のあらまし  |
|-------------------|--|
| 防火管理者を置く事業所に対する指導 | <input type="checkbox"/> 自衛消防組織による消火技術の習熟<br><input type="checkbox"/> 消防用設備等の点検・整備<br><input type="checkbox"/> 各種訓練の実施                 |
| その他の事業所及び住民に対する指導 | <input type="checkbox"/> 自主防災組織の結成及び活動強化促進<br><input type="checkbox"/> 地域における消火訓練への参加促進<br><input type="checkbox"/> 印刷物等の配布による防災行動力の向上 |

## 第15章 鉄道施設防災計画

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 (市長公室)

#### 第2 基本方針

北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS 株式会社は、列車運転の安全確保を確立するために必要な線路諸設備の実態を把握し、あわせて周囲の諸条件を調査して異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸設備の整備を行うとともに、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

#### 第2節 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）の計画

| 計画名        | 計画のあらまし  |
|------------|--|
| 鉄道施設の維持、改良 | <input type="checkbox"/> 橋梁の維持、補修及び改良強化<br><input type="checkbox"/> 河川改修に伴う橋梁改良<br><input type="checkbox"/> のり面、土留の維持、補修及び改良強化<br><input type="checkbox"/> トンネルの維持、補修及び改良強化<br><input type="checkbox"/> 落石防止設備の維持、補修及び改良強化<br><input type="checkbox"/> 建物等の維持、修繕<br><input type="checkbox"/> 空頭不足による橋桁衝突事故防止及び自動車転落事故防止の推進<br><input type="checkbox"/> 危険及び不良箇所の点検整備<br><input type="checkbox"/> 線路近接施設等の落下、倒壊による線路被害の防止<br><input type="checkbox"/> その他路線周辺の環境条件の変化による災害予防の強化 |
| 降雨に対する対策   | <input type="checkbox"/> 降雨による災害の発生のおそれがある場合における的確な情報・連絡等の徹底<br><input type="checkbox"/> 状況により必要な場合の列車の運転速度制限、運転一時見合わせ、線路点検等の実施<br><input type="checkbox"/> 状況により必要な場合における輸送対策本部体制の確立<br><input type="checkbox"/> 雨量計の設置停車場と規制区間（資料編1-7-1）   |
| 強風に対する対策   | <input type="checkbox"/> 強風のおそれがある場合又は強風を感知した場合の状況により必要な場合の列車の運転一時見合わせ、風の状態確認、風の落ち着きを待って運転再開<br><input type="checkbox"/> 風速監視装置設置の由良川橋梁、円山川橋梁及び第2 桧川橋梁では、風速が 20m/s に達した場合列車の運転見合わせ、風の弱まりを確認した後運転再開   |
| 降積雪に対する対策  | <input type="checkbox"/> 降積雪の全般的な状況の迅速な把握<br><input type="checkbox"/> 必要な場合的確な除雪手配及び情報・連絡等の徹底<br>（除雪モーターカー3台のうち、市内では久美浜駅に1台設置）<br><input type="checkbox"/> 状況により必要な場合における輸送対策本部体制の確立<br><input type="checkbox"/> 段階別除雪の標準等（資料編1-7-2）   |

※ 資料編1-7-1 雨量計の設置停車場と規制区間

※ 資料編1-7-2 段階別除雪の標準等

## 第16章 上・下水道施設防災計画

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 ( 上下水道部 )

#### 第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても上・下水道施設の機能支障を最小限にとどめ、速やかな災害復旧を確保すること、並びに被災時における迅速な応急給水活動を行うことを目標として、以下の2点を重点に必要な整備を行う。

- 1 施設の耐災害性強化
- 2 災害予防のためのソフト環境整備

### 第2節 計画の内容

#### 第1 施設の耐災害性強化

| 計画名          | 計画のあらまし  |
|--------------|--|
| 上水道施設の耐災害性強化 | <input type="checkbox"/> 主要建造物の耐震化<br><input type="checkbox"/> 複数水源・非常用電源等バックアップ設備の整備<br><input type="checkbox"/> 耐震性の高い工法、管材料・継ぎ手の採用<br><input type="checkbox"/> その他機械設備や薬品管理における予防対策 |
| 下水道施設の耐災害性強化 | <input type="checkbox"/> 上水道施設に準ずる整備<br><input type="checkbox"/> ポンプ、配電盤等の冠水防止対策<br><input type="checkbox"/> 処理場、ポンプ場のオープンスペースを一時避難場所として利用することを考慮した整備                                  |

#### 第2 災害予防のためのソフト環境整備

| 計画名                 | 計画のあらまし  |
|---------------------|--|
| 上・下水道施設管理用図書等の非常時対策 | <input type="checkbox"/> 水道、下水道台帳収納場所に関する耐災害性強化<br><input type="checkbox"/> 水道、下水道台帳のバックアップに関する整備<br><input type="checkbox"/> 応急復旧用地図の作成 |
| 上・下水道施設災害対策用資機材等の整備 | <input type="checkbox"/> 応急給水用資機材の備蓄、調達体制の整備<br><input type="checkbox"/> 応急復旧用資機材の備蓄、調達体制の整備   |
| 上・下水道施設応急対策マニュアルの策定 | <input type="checkbox"/> 応急給水マニュアル<br><input type="checkbox"/> 応急復旧マニュアル<br><input type="checkbox"/> 災害時広報マニュアル                          |
| 上・下水道施設災害時連絡体制の確立   | <input type="checkbox"/> 府、隣接市町・上下水道事業者相互の電話、無線通信等による通信連絡網の整備<br><input type="checkbox"/> 緊急時連絡マニュアル等の作成                                 |

## 第17章 ガス施設防災計画

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 ( 総務部 )

#### 第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、ガス施設における災害発生の未然防止はもちろん、施設・設備被災による機能支障を最小限にとどめ、速やかな災害復旧を確保することを目標として、以下の2点を重点に必要な整備を行うよう、府消防保安課、消防本部・署、警察署等関係機関と連携・協力し促進する。

- 1 施設の耐災害性強化
- 2 災害予防のためのソフト環境整備

※ 市内の多くは、L Pガス利用地域であるが、市内各町のそれぞれ一部地区については、全国農業協同組合連合会(全農)をガス事業者としてガス供給基地からの導管による簡易ガス供給区域となっている。

#### 第2節 計画の内容

| 計画名           | 計画のあらまし   |
|---------------|---|
| 供給施設の耐災害性強化   | <input type="checkbox"/> 主要構造物の耐震化<br><input type="checkbox"/> 耐震性の高い工法、管材料・継ぎ手の採用<br><input type="checkbox"/> その他ガス事業法などの諸法規・基準に基づく安全装置、遮断装置の設置等安全対策の実施  |
| 保安管理体制の確立     | <input type="checkbox"/> 緊急事態発生時における職務範囲の明確化等組織体制の確立<br><input type="checkbox"/> 各種初動マニュアル、応急復旧マニュアル等の整備<br><input type="checkbox"/> 資機材の点検・備蓄、調達体制の整備<br><input type="checkbox"/> 社員等関係者に対する防災教育の徹底<br><input type="checkbox"/> 各種災害を想定した防災訓練の実施 |
| 連絡体制の確立       | <input type="checkbox"/> 緊急事態発生時における連絡体制の確立<br><input type="checkbox"/> 通信施設網の整備<br><input type="checkbox"/> 緊急時連絡マニュアル等の作成   |
| 土木、建設業者に対する周知 | <input type="checkbox"/> 建設工事の際のガス施設（道路埋設管）損傷による災害防止のための保安措置の徹底   |
| 住民へのP R       | <input type="checkbox"/> ガス（L Pガス利用者も含む）の正しい使い方、ガス漏れの際の注意事項<br><input type="checkbox"/> 地震、台風、火災等発生時における避難の際のガス（L Pガス利用者も含む）元栓閉止の徹底   |

## 第18章 通信施設・電気施設防災計画

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 ( 総務部 )

#### 第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても通信施設・電気施設の機能支障を最小限にとどめ、速やかな災害復旧を確保することを目標として、以下の3点を重点に各事業所及び行政機関等が必要な整備を行う。

- 1 施設の耐災害性強化
- 2 災害予防のためのソフト環境整備
- 3 その他

### 第2節 計画の内容

#### 第1 施設の耐災害性強化

| 計画名                  | 計画のあらまし  |
|----------------------|--|
| 西日本電信電話株式会社の設備面の災害予防 | <input type="checkbox"/> 要注意箇所における通信建物及び電気通信設備等の耐震補強、防風水対策<br><input type="checkbox"/> 電気通信設備等の耐火構造化<br><input type="checkbox"/> バックアップ対策<br><input type="checkbox"/> 災害対策用機器の配備 |
| 移動通信事業者の設備面の災害予防     | <input type="checkbox"/> 西日本電信電話株式会社に準ずる整備   |
| 関西電力送配電株式会社の設備面の災害予防 | <input type="checkbox"/> 要注意箇所における電力設備の耐震補強、台風・洪水、雷害、雪害等安全対策<br><input type="checkbox"/> 漏電出火対策<br><input type="checkbox"/> 電力の安定供給（電力各社間の供給応援体制）                                |

#### 第2 災害予防のためのソフト環境整備

| 計画名                         | 計画のあらまし  |
|-----------------------------|--|
| 西日本電信電話株式会社の災害予防のためのソフト環境整備 | <input type="checkbox"/> 防災準備体制の整備<br><input type="checkbox"/> 防災教育及び防災訓練の実施<br><input type="checkbox"/> 災害対策用資機材等の確保<br><input type="checkbox"/> 災害対策用資材置場等の確保<br><input type="checkbox"/> 災害時広報活動の迅速な実施のための事前準備<br><input type="checkbox"/> 広域応援体制の整備<br><input type="checkbox"/> 災害用伝言ダイヤル（171）の活用、充実 |
| 移動通信事業者の災害予防のためのソフト環境整備     | <input type="checkbox"/> 西日本電信電話株式会社に準ずる整備   |

| 計画名                         | 計画のあらまし   |
|-----------------------------|---|
| 関西電力送配電株式会社の災害予防のためのソフト環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>□電力の安定供給のための送・配電設備 24 時間監視体制</li> <li>□防災訓練の実施</li> <li>□定期的な巡視点検の実施</li> <li>□災害対策用資機材等の確保及び整備点検</li> <li>□災害復旧用施設及び設備の整備</li> <li>□災害時広報活動の迅速な実施のための事前準備</li> <li>□各電力会社、関連工事会社との応援協力体制整備</li> <li>□「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づく事前対策の検討や市との連携強化</li> </ul> |

### 第3 その他

大雪時における倒木により電気通信網に支障が生じることへの対策等については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施する。

## 第19章 資材・機材等確保計画

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 ( 総務部 )

#### 第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても被害を最小限にとどめるために必要な災害対策活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の2点を重点に防災資材・機材等の点検・整備を適切に行う。

- 1 適正備蓄の推進
- 2 緊急調達体制の整備

### 第2節 計画の内容

#### 第1 適正備蓄の推進

| 計画名                | 計画のあらまし  |
|--------------------|--|
| 市における適正備蓄の推進       | <input type="checkbox"/> 備蓄場所設置のめやす<br><input type="checkbox"/> 各庁舎<br><input type="checkbox"/> 防災倉庫<br><input type="checkbox"/> 地区拠点（避難救援拠点、水防拠点等）<br><input type="checkbox"/> 備蓄品目のめやす<br><input type="checkbox"/> 救助・救出活動用資機材<br><input type="checkbox"/> 水防資機材<br><input type="checkbox"/> 救護用医薬品<br><input type="checkbox"/> 防疫用資機材<br><input type="checkbox"/> 給水活動用資機材<br><input type="checkbox"/> 燃料その他本部運営用資機材<br><input type="checkbox"/> 市民の備蓄を補完するために、生命・健康維持の観点での重点備蓄品目を中心とした備蓄<br><input type="checkbox"/> 定期点検のめやす<br><input type="checkbox"/> 毎年8月最終日曜日に実施する市防災訓練と併せて 1回 |
| 市民及び事業所における適正備蓄の推進 | <input type="checkbox"/> 備蓄品目のめやす<br><input type="checkbox"/> 初期消火活動用資機材<br><input type="checkbox"/> 救助・救出活動用資機材<br><input type="checkbox"/> 水防資機材<br><input type="checkbox"/> 救護用医薬品<br><input type="checkbox"/> 定期点検のめやす<br><input type="checkbox"/> 市に準じて行う。  |

#### 第2 緊急調達体制の整備

| 計画名                  | 計画のあらまし   |
|----------------------|---|
| 大規模な災害を想定した緊急調達体制の整備 | <input type="checkbox"/> 調達品目のめやす<br><input type="checkbox"/> 備蓄品目の補給量確保<br><input type="checkbox"/> 平常時レンタル対応品目<br><input type="checkbox"/> 緊急調達要領の作成<br><input type="checkbox"/> 市として、一括調達すべき品目と各部局にて調達すべき品目の区別<br><input type="checkbox"/> 夜間・休日連絡担当窓口、物資集配拠点の明記 |
| 特殊災害を想定した緊急調達体制の整備   | <input type="checkbox"/> 消防本部と連携し、災害種別ごとに必要となることが想定される品目、調達先、連絡方法等について、広く調達供給先を確保   |

※ 資料編3-3 市備蓄の現況

## 第20章 応急給水用飲料水確保計画

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 ( 上下水道部 )

#### 第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても必要な応急給水活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の2点を重点に環境整備を行う。

- 1 応急給水用給水源、給水用資機材の確保
- 2 各家庭、事業所及び病院・社会福祉施設等拠点施設における飲料水備蓄等の促進

### 第2節 計画の内容

#### 第1 応急給水用給水源、給水用資機材の確保

| 計画名                       | 計画のあらまし  |
|---------------------------|--|
| 小・中学校への受水槽兼用災害時飲料用貯水槽等の整備 | <input type="checkbox"/> 道路輸送が困難な場合の初期応急飲料水用給水源として、指定避難所となる小・中学校（跡施設含む）にそれぞれの地域事情に応じて、以下のような整備を進める。<br><input type="checkbox"/> プール等の貯留水活用のための濾過器備蓄<br><input type="checkbox"/> 受水槽兼用災害時飲料用貯水槽の整備<br><input type="checkbox"/> 災害対策用井戸の整備   |
| 災害時給水協力井戸の確保              | <input type="checkbox"/> 市民局単位に確保<br><input type="checkbox"/> 協力井戸の対象となる施設のためやす<br><input type="checkbox"/> ホテル等宿泊事業者<br><input type="checkbox"/> 酒造業者その他井戸を所有する事業所<br><input type="checkbox"/> 現に井戸を飲料用として使用する個人  |
| 応急給水用資機材等の整備              | <input type="checkbox"/> 備蓄場所のためやす<br><input type="checkbox"/> 上下水道部丹後本庁舎<br><input type="checkbox"/> 各浄水場<br><input type="checkbox"/> 備蓄又は調達すべき資機材のためやす<br><input type="checkbox"/> 給水車<br><input type="checkbox"/> ポリタンク、組立式給水タンク<br><input type="checkbox"/> 可搬型発電機、エンジンポンプ<br><input type="checkbox"/> 浄水機<br><input type="checkbox"/> 仮設給水栓<br><input type="checkbox"/> 飲料水（ペットボトル入り） |

#### 第2 各家庭、事業所及び病院・社会福祉施設等拠点施設における飲料水備蓄等の促進

| 計画名                        | 計画のあらまし   |
|----------------------------|---|
| 各家庭、事業所における飲料水備蓄等の促進       | <input type="checkbox"/> 自家用井戸の点検・保全の促進<br><input type="checkbox"/> 1人1日3リットル1週間分の備蓄促進<br><input type="checkbox"/> 風呂水の貯め置き促進<br><input type="checkbox"/> ローリングストック法の活用 |
| 病院・社会福祉施設等拠点施設における飲料水備蓄等促進 | <input type="checkbox"/> 受水槽兼用災害時飲料用貯水槽の整備促進<br><input type="checkbox"/> 各家庭、事業所に準ずる備蓄等の促進  |

※ 資料編6-5 応急給水用飲料水確保体制の現況

## 第21章 食料・生活必需品確保計画

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 (健康長寿福祉部)

#### 第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても必要な救援物資供給活動を適時適所に行い得ることを目標として、以下の2点を重点に環境整備を行う。

- 1 市としての救援物資供給体制の整備
- 2 各家庭、事業所及び病院・社会福祉施設等拠点施設における非常時物資備蓄等の促進

### 第2節 計画の内容

#### 第1 市としての救援物資供給体制の整備

| 計画名                | 計画のあらまし   |
|--------------------|---|
| 小・中学校における毛布等の備蓄の推進 | <input type="checkbox"/> 道路輸送が困難な場合の指定避難所開設用生活必需品として、指定避難所となる小・中学校（跡施設含む）にそれぞれの地域事情に応じて、以下のような整備を進める。<br><input type="checkbox"/> 毛布、携帯用断熱シート<br><input type="checkbox"/> パーティション<br><input type="checkbox"/> 簡易ベッド   |
| 災害時物資供給協力事業所の確保    | <input type="checkbox"/> 市民局単位に確保<br><input type="checkbox"/> 協力事業所の対象となる施設のめやす<br><input type="checkbox"/> 農業協同組合、生活協同組合<br><input type="checkbox"/> ホテル等宿泊事業者<br><input type="checkbox"/> レストラン等飲食業者<br><input type="checkbox"/> 食料、生活必需品等小売販売業者                              |
| 市庁舎における備蓄の推進       | <input type="checkbox"/> 備蓄場所設置のめやす<br><input type="checkbox"/> 健康長寿福祉部（市福祉事務所）<br><input type="checkbox"/> 各庁舎<br><input type="checkbox"/> 備蓄すべき物資のめやす<br><input type="checkbox"/> 食料<br><input type="checkbox"/> 毛布、携帯用断熱シート<br><input type="checkbox"/> その他指定避難所開設のために必要な備品類 |
| 物資の調達体制の整備         | <input type="checkbox"/> 京都府総合防災情報システム及び国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用して、備蓄物資や物資輸送拠点の管理、国または府への救援物資の要請を円滑に行える体制の確立<br><input type="checkbox"/> 市内及び近隣市町村の区域内の主要業者の物資調達可能数量の把握<br><input type="checkbox"/> 調達に関する協定を締結するなど緊急的に円滑に調達のできる体制の確立  |

#### 第2 各家庭、事業所及び病院・社会福祉施設等拠点施設における非常時物資備蓄等の促進

| 計画名                    | 計画のあらまし   |
|------------------------|---|
| 各家庭、事業所における非常時物資備蓄等の促進 | <input type="checkbox"/> 1人1日2食1週間分程度の食料備蓄促進<br><input type="checkbox"/> 下着、タオル等1週間程度の必要最小限の生活必需品<br><input type="checkbox"/> ローリングストック法の活用<br><input type="checkbox"/> アレルギー対応食や離乳食等の個人や家庭等の実情に応じた工夫 |

| 計画名                           | 計画のあらまし   |
|-------------------------------|---|
| 病院・社会福祉施設等拠点施設における非常時物資備蓄等の促進 | <input type="checkbox"/> 拠点施設としての機能を果たすために必要な物資等の備蓄、調達ルートの確保<br><input type="checkbox"/> 入所者、職員向け食料、生活必需品等各家庭、事業所に準ずる備蓄等の促進 |
| 家庭動物の飼料等の確保                   | <input type="checkbox"/> 家庭動物がいる場合、飼い主の責任として、人に迷惑をかけない平常時のしつけに加え、5日分（7日分以上が望ましい）のペットフード、ペットシート等の備蓄の促進                       |

※ 資料編3-3 市備蓄の現況

## 第22章 防災知識普及計画

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 ( 総務部 )

#### 第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても被害を最小限にとどめるために必要な災害対策活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の5つを大きな柱として防災思想・防災知識の普及を行う。

また、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること、早期に避難することが重要であること、そのためにも避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準とした災害に対する危険性の認識、自分は被害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）を克服する必要があること等を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

さらに、男女共同参画の視点による指定避難所運営に活用できるガイド等を策定し、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

なお、一般住民に対する啓発を行うに当たっては、府が行う研修を受講した市民を講師等として活用することに努める。

- 1 職員に対する防災研修
- 2 防災リーダーの養成等
- 3 一般住民に対する啓発
- 4 学校における防災教育
- 5 事業所・従業員に対する啓発と防災教育

### 第2節 計画の内容

| 計画名             | 計画のあらまし  |
|-----------------|--|
| 防災リーダーの養成等      | <input type="checkbox"/> 地域における防災の担い手として活動する防災リーダーを育成するため、その組織に対応した講座を実施する。<br><input type="checkbox"/> 自主防災組織や自治会の役員等を対象に、防災知識の普及と地域の防災力の向上を目的として「地域防災リーダー研修会」を開催する。<br><input type="checkbox"/> 消防団や自主防災組織、自治会と連携し、避難行動タイムラインに基づくプッシュ型の避難を地域内で呼びかける「災害時声かけ人材」等の体制を促進する。<br><input type="checkbox"/> 防災士の養成促進   |
| 住民に対する防災知識の普及方法 | <input type="checkbox"/> 市職員まちづくり出前講座による普及<br><input type="checkbox"/> 社会教育等を通じたの普及<br><input type="checkbox"/> 社会教育施設における学級・講座等を通じたの普及<br><input type="checkbox"/> PTA、青少年団体、女性団体等社会教育関係団体の会合、各種講演会及び集会等を通じたの普及<br><input type="checkbox"/> その他の関係団体の諸活動を通じたの普及<br><input type="checkbox"/> 広報媒体等による普及<br><input type="checkbox"/> 「広報京丹後」による普及（市地域防災計画、災害要警戒期に重点を置 |

| 計画名                         | 計画のあらまし  |
|-----------------------------|--|
|                             | <p>いた防災に関する記事等の掲載)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>ホームページによる普及（市地域防災計画、災害履歴等防災情報サイトの開設）</li> <li><input type="checkbox"/>市公式F a c e b o o k、市公式L I N Eによる普及（防災関連情報）</li> <li><input type="checkbox"/>防災行政無線、市ケーブルテレビ（データ放送）、FMたんご等による普及</li> <li><input type="checkbox"/>その他印刷物による普及</li> <li><input type="checkbox"/>図書館、公民館図書室等における市地域防災計画、防災関係図書・資料の充実</li> </ul>  |
| <p>住民の防災意識向上のための普及啓発の内容</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>災害に関する一般的知識</li> <li><input type="checkbox"/>日常普段の減災に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>住宅、家屋の整理点検</li> <li><input type="checkbox"/>火災の防止</li> <li><input type="checkbox"/>非常食料、非常持出品の準備</li> <li><input type="checkbox"/>避難地、避難場所、避難路等の確認</li> <li><input type="checkbox"/>市洪水・土砂災害ハザードマップや市地震・津波ハザードマップ、京都府マルチハザード情報提供システムを活用した災害危険箇所の把握</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/>適切に避難行動をするためのタイムライン（避難計画）の作成</li> <li><input type="checkbox"/>応急救護</li> <li><input type="checkbox"/>物資の備蓄、耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等安全への投資</li> <li><input type="checkbox"/>災害発生時における的確な行動 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>場所別、状況別</li> <li><input type="checkbox"/>出火防止及び初期消火</li> <li><input type="checkbox"/>避難の心得</li> <li><input type="checkbox"/>「災害用伝言ダイヤル(171)」、災害用伝言板サービスなど安否情報伝達手段の確保</li> <li><input type="checkbox"/>自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加</li> <li><input type="checkbox"/>自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力</li> <li><input type="checkbox"/>災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力</li> <li><input type="checkbox"/>災害に便乗した詐欺メール等の誤った情報に注意し、情報の正確性について確認すること</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/>地震保険、火災保険の加入の必要性</li> <li><input type="checkbox"/>緊急地震速報、5段階の警戒レベルの普及啓発</li> </ul> |
| <p>要配慮者等に関する防災PRの推進</p>     | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>要配慮者等向け防災パンフレット等の作成・配布</li> <li><input type="checkbox"/>要配慮者等の安全確保支援のためのPR</li> </ul>   |

| 計画名                                | 計画のあらまし  |
|------------------------------------|--|
| 防災イベントの開催                          | <input type="checkbox"/> 「1月17日防災とボランティアの日」<br><input type="checkbox"/> 「3月7日丹後震災の日」<br><input type="checkbox"/> 「9月1日防災の日」<br><input type="checkbox"/> 「11月5日津波防災の日」<br><input type="checkbox"/> 各種団体等と連携した防災イベントの開催  |
| 学校、保育所・認定こども園における体系的な防災教育の推進、教材の充実 | <input type="checkbox"/> 小学校、中学校での災害への対応能力育成のための防災教育<br><input type="checkbox"/> 風水害の基礎知識<br><input type="checkbox"/> 震災及び津波に関する基礎知識<br><input type="checkbox"/> 災害時の心構え<br><input type="checkbox"/> ボランティアへの参加促進<br><input type="checkbox"/> すべての小・中学校においては、地域特有の防災課題に応じた避難訓練と合わせて実践的な防災教育の実施<br><input type="checkbox"/> 保育所・認定こども園における防災教育<br><input type="checkbox"/> 風水害の基礎知識<br><input type="checkbox"/> 震災及び津波に関する基礎知識<br><input type="checkbox"/> 教職員の災害への対応能力向上<br><input type="checkbox"/> 研修会の実施<br><input type="checkbox"/> 応急手当等の技能向上 |
| 職員向け防災教育の推進                        | <input type="checkbox"/> 市地域防災計画、職員災害初動マニュアルの周知徹底<br><input type="checkbox"/> 市、学校職員防災研修の実施  |
| 事業所・従業員向け啓発・防災教育の推進                | <input type="checkbox"/> 市地域防災計画の周知徹底（地域における継続計画としての認識の普及）<br><input type="checkbox"/> 事業所向け防災研修の実施<br><input type="checkbox"/> 事業所向け防災ハンドブックの作成（特にホテル等宿泊、観光事業者、福祉関係事業者）<br><input type="checkbox"/> 事業継続計画策定に向けた支援  |
| 災害時の協力事項の啓発                        | <input type="checkbox"/> 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加<br><input type="checkbox"/> 自らの被害が軽微であった場合、生活物資等の提供等の協力<br><input type="checkbox"/> 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力   |
| 史実の継承                              | <input type="checkbox"/> 郷土の災害史や生活に密着した災害の体験談、避難行動の成功事例などを様々な媒体で継承し、防災教育に役立てる。   |

## 第23章 防災訓練・調査計画

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 ( 総務部 )

#### 第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても被害を最小限にとどめるために必要な災害対策活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の3つを柱に実践的な防災訓練の実施、防災に関する調査・研究を進める。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

- 1 総合防災訓練の実施
- 2 個別訓練の実施
- 3 防災に関する調査・研究

### 第2節 計画の内容

#### 第1 総合防災訓練の実施

| 計画名            | 計画のあらまし   |
|----------------|---|
| 府が行う総合防災訓練への参加 | <input type="checkbox"/> 他市町村で実施される府主催総合防災訓練への職員・消防団員等派遣<br><input type="checkbox"/> 府主催総合防災訓練の誘致                                       |
| 市としての総合防災訓練の実施 | <input type="checkbox"/> 災害種別ごとの訓練設定、複合災害を想定した訓練<br>(訓練項目は府地域防災計画による)<br><input type="checkbox"/> 図上演習の実施<br>(災害対策基幹職員の研修、各課・各機関との連携習熟) |

#### 第2 個別訓練の実施

| 計画名               | 計画のあらまし  |
|-------------------|--|
| 地区防災訓練等の実施        | <input type="checkbox"/> 市民局(支部)を単位とした防災訓練<br><input type="checkbox"/> 地区を単位とした防災訓練<br><input type="checkbox"/> 自主防災組織、自衛消防組織、福祉関係施設相互の連携<br>(訓練項目は府地域防災計画による) |
| 職員非常参集訓練の実施       | <input type="checkbox"/> 全職員参加による非常参集訓練<br><input type="checkbox"/> 本部・支部初動対応要員(緊急時指定職員含む)を中心とした非常参集訓練   |
| 各部課による個別対策項目訓練の実施 | <input type="checkbox"/> 各対策項目実施要領習熟のための訓練<br><input type="checkbox"/> 各対策項目実施要領点検・修正のための訓練<br>(訓練項目は府地域防災計画による)   |

#### 第3 防災に関する調査・研究

| 計画名         | 計画のあらまし   |
|-------------|---|
| 防災に関する調査・研究 | <input type="checkbox"/> 府が行う防災計画基本調査の活用<br><input type="checkbox"/> 市内災害危険箇所に関する調査、資料の収集・活用<br><input type="checkbox"/> 災害予知・予測等に関する研究成果の収集・活用<br><input type="checkbox"/> 他市町村が経験した災害事例に関する資料収集・活用<br><input type="checkbox"/> 災害対策基本法想定外の事象事例に関する資料収集・活用 |

## 第24章 自主防災組織整備計画

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 ( 総務部 )

#### 第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても被害を最小限にとどめるために必要な災害対策活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の2点を重点に自主防災組織の育成を行う。

消防団と自主防災組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

- 1 自主防災組織の結成促進・強化
- 2 地域における相互協力体制の確立

### 第2節 計画の内容

#### 第1 自主防災組織の結成促進・強化

| 計画名           | 計画のあらまし  |
|---------------|--|
| 地域住民自主防災組織の整備 | <input type="checkbox"/> 区を単位とした組織化促進<br><input type="checkbox"/> 防災資機材の整備助成<br><input type="checkbox"/> 地区防災計画作成、防災訓練実施のための支援<br><input type="checkbox"/> 女性等多様な視点に配慮したリーダーの育成・確保 |
| 事業所自主防災組織の整備  | <input type="checkbox"/> 自衛消防組織の充実（消防計画、事業所防災計画作成、防災訓練実施のための指導強化）<br><input type="checkbox"/> 事業所自主防災組織の結成促進   |

## 第2 地域における相互協力体制の確立

| 計画名                      | 計画のあらまし   |
|--------------------------|---|
| 自主防災組織の具体的活動             | <p>自主防災組織は、防災関係機関と協力し、次の事項を実施する。</p> <p><b>【平常時】</b></p> <p>□防災知識や防災情報の入手方法の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、避難経路・避難情報の伝達・誘導方法・避難時の携行物資の検討、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成、防災訓練の実施、防災機関・本部・各活動班・各世帯の体系的連絡方法、地域の消防団員や民生児童委員等と連携した協力体制の整備、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と整備点検等</p> <p>□参加型・体験型の実践的な防災活動を実施することにより、市民が災害を「我がこと」として捉えるよう努める。</p> <p><b>【災害発生時】</b></p> <p>□災害情報の収集、住民への迅速な情報伝達及び安否の確認、出火防止と初期消火、避難誘導、避難所開設・運営、被災住民の救出・救護、給食・給水等</p> |
| 地区防災計画の作成                | <p>□自発的な防災活動に関する計画の作成</p> <p>□共同して防災訓練の実施</p> <p>□物資等の備蓄</p> <p>□高齢者等の避難支援体制の構築</p> <p>□地区防災計画作成における関係部局、市民局、各機関の連携の強化</p> <p>□地区防災計画の素案として京丹後市防災会議に提案</p>  |
| 避難行動タイムラインの作成            | <p>□防災情報の入手</p> <p>□地域の災害危険箇所のマップ化</p> <p>□自主的に避難行動を行う目安の設定</p> <p>□取るべき避難行動を時系列に整理</p>   |
| 自主防災組織相互の連携促進            | <p>□支部を単位とした区自主防災組織の連携</p> <p>□支部間区自主防災組織の連携</p> <p>□市外自主防災組織との交流促進</p>   |
| 要配慮者利用施設と地域内自主防災組織との交流促進 | <p>□区自主防災組織、福祉関係施設との交流促進</p> <p>□事業所自衛消防組織、福祉関係施設との交流促進</p>   |

## 第25章 企業等防災対策促進計画

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 ( 商工観光部 )

#### 第2 基本方針

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、この地域防災計画を地域での継続計画として捉え、その内容について理解するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し等を行うとともに、燃料・電力等重要なライフラインからの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等、災害時に事業を継続するための態勢を整えるなど、防災活動の推進に努める。

### 第2節 計画の内容

#### 第1 企業における防災対策

| 計画名   | 計画のあらまし  |
|---|--|
| 事業所等における防災対策の推進   | <input type="checkbox"/> 各事業所における防災体制の整備<br><input type="checkbox"/> 防災訓練の実施<br><input type="checkbox"/> 災害時行動マニュアルの作成<br><input type="checkbox"/> 事業継続計画の策定   |
| 府、市、商工会の連携  | <input type="checkbox"/> 事業継続力強化計画の作成支援  |
| 多数の者が出入りし利用する施設、危険物等を製造保管する施設、多人数が従事する工場、事業所における防災対策の推進 | <b>【対象施設】</b><br>ア 中高層建築物、劇場、百貨店、学校、旅館、病院等多数の者が利用又は出入りする施設<br>イ 危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等を製造、保管及び取り扱う施設<br>ウ 多人数が従事する工場、事務所等で、自主的に防災組織を設け災害防止にあたるのが効果的であると認められる施設<br>エ 複合用途施設（利用（入居）事業所が共同である施設）<br>オ 自衛消防組織等の取組が事業者や地域の防災に貢献するものと考えられる施設<br><input type="checkbox"/> 自衛消防組織等の編成<br><input type="checkbox"/> 消防計画の作成<br><input type="checkbox"/> 災害時行動マニュアルの作成<br><input type="checkbox"/> 定期的な防災訓練の実施 |
| 事業所等における備蓄  | <input type="checkbox"/> 従業員等に必要な食料、飲料水、毛布等の防寒用具等の備蓄に努める。<br><input type="checkbox"/> 多数の者が利用又は出入りする施設においては、来訪者で帰宅困難になる者のために必要となる物資備蓄の検討   |
| 災害時における出勤抑制   | 従業員等に不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。<br><input type="checkbox"/> テレワークの実施<br><input type="checkbox"/> 時差出勤<br><input type="checkbox"/> 計画的休業   |

| 計画名          | 計画のあらまし  |
|--------------|--|
| 災害時の企業等の事業継続 | <p>□事業継続計画の策定</p> <p>企業等は、被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るため、「事業継続計画」を策定・運用し、継続的に改善するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。</p> <p>なお、「事業継続計画」の策定にあたっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮するとともに、「事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン」、「京都BCP推進会議」（京都府防災会議）が示した「事業継続計画モデルプラン（入門編）」等を参考として、計画策定に努めるものとする。</p> <p>□事業継続計画の普及啓発</p> <p>市及び府は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画策定支援及び事業継続マネジメント構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる条件整備に取り組むものとする。また、国や関係団体等と連携し、事業継続計画策定に関するセミナーの開催等を行い、企業等の事業継続計画の普及啓発に努める。</p> <p>□京都BCPの普及、行動指針に基づく取組推進</p> <p>※ 京都BCPの趣旨</p> <p>京都BCPは、大規模広域災害等の危機事象発生時において、企業等が早期に立ち直ることが、地域社会全体の活力の維持・向上につながるという観点から、事業継続計画（BCP）の考え方を「京都」全体に適用し、地域全体で連携した対応により「京都の活力」を維持・向上させる新たな防災の取組である。そのため、企業等のBCP策定支援と連携型BCPの取組を車の両輪として、地域全体で連携した対応により「京都」の活力を守るための取組を実施し、地域の総合的な防災力の向上に寄与することを目指す。</p> <p>※ 京都BCP行動指針</p> <p>府は、京都BCPの取組を促進するため、関係団体等がとるべき行動の指針（京都BCP行動指針）を作成し、関係団体等と連携して、その周知を図るとともに、京都BCP推進会議において取組内容を推進するものとする。</p> <p>また、BCP策定企業の実態調査の実施、セミナー・意見交換会の実施、経済団体との連携強化、地元金融機関意見交換会・ライフライン連絡会の定期開催による情報共有体制や相互応援・連携体制の確立、図上訓練の実施、特定の地域等における連携型BCPの実践など、京都BCPの取組を推進するものとする。</p> |

## 第26章 社会福祉施設防災計画

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 (健康長寿福祉部)

#### 第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても施設の被害を最小限にとどめ、利用者・来訪者の安全確保を図るとともに、各地域において要配慮者支援のための活動拠点となることを目標として、各施設の管理者・事業者と連携・協力し、以下の2点を重点に必要な整備を行う。

- 1 施設建物、設備の防災性能向上
- 2 非常時活動体制の整備・強化

### 第2節 計画の内容

#### 第1 施設建物、設備の防災性能向上

| 計画名              | 計画のあらまし   |
|------------------|---|
| 市立施設等における防災点検の実施 | <input type="checkbox"/> 施設建物、設備等の耐震、防火、防水害等防災性能の調査・補強<br><input type="checkbox"/> 防災設備の作動点検<br><input type="checkbox"/> 事務用家具・備品類の固定<br><input type="checkbox"/> 危険物等の安全管理 |
| 民間施設における防災点検の実施  | <input type="checkbox"/> 市立施設等に準ずる措置の促進   |

#### 第2 非常時活動体制の整備・強化

| 計画名            | 計画のあらまし  |
|----------------|--|
| 防災計画・防災体制の見直し  | <input type="checkbox"/> 災害警戒時の防災情報収集・連絡体制の確立<br><input type="checkbox"/> 災害種別ごとの防災マニュアルの整備<br><input type="checkbox"/> 施設被災時の避難確保計画の作成<br><input type="checkbox"/> 水防法、土砂災害防止法又は津波防災地域づくり法に基づき、警戒区域内に所在する社会福祉施設では、水害、土砂災害又は津波に応じた避難確保計画の作成及び当該計画による避難訓練の実施が義務付け<br><input type="checkbox"/> 各種障害に応じた「見やすい、分かりやすい」避難誘導標識・案内板等の整備<br><input type="checkbox"/> 実践的な防災訓練・避難訓練の定期的実施及び実施状況の確認<br><input type="checkbox"/> その他利用者・来訪者の安全確保を図るために必要な措置 |
| 各施設周辺地域との交流の推進 | <input type="checkbox"/> 区等周辺住民との日常的交流の促進<br><input type="checkbox"/> 区、高校、事業所、団体等との相互支援協力体制の確保<br><input type="checkbox"/> その他地域ぐるみ緊急避難支援体制づくりの推進   |
| 要配慮者支援拠点としての整備 | <input type="checkbox"/> 福祉避難所、要配慮者優先避難所指定の促進<br><input type="checkbox"/> 福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し、要配慮者とその家族が直接福祉避難所に避難できることを促進<br><input type="checkbox"/> 指定避難所としての住環境整備（要配慮者の避難スペース及び人員の確保）<br><input type="checkbox"/> 非常時に備えた食料、飲料水等の備蓄並びに緊急調達ルートの確保<br><input type="checkbox"/> パソコンネットワークの災害時活用方策の確立<br><input type="checkbox"/> 携帯電話による災害情報の発信<br><input type="checkbox"/> その他救援活動拠点として必要な環境整備  |

※ 資料編6-3-1 社会福祉施設等の現況

※ 資料編6-2 指定緊急避難場所、指定避難所等指定の現況

## 第27章 交通対策及び輸送計画

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 ( 総務部 )

#### 第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても災害対策活動を迅速に実行し得ることを目標として、以下の4点を柱として、交通対策及び輸送対策の環境整備を行う。

- 1 緊急時道路輸送体制の整備
- 2 ヘリポート開設施設の指定・整備
- 3 物資供給方法の確立
- 4 関係機関・民間団体・事業所との連携強化

### 第2節 計画の内容

#### 第1 緊急時道路輸送体制の整備

| 計画名                       | 計画のあらまし   |
|---------------------------|---|
| 緊急交通路指定予定路線等の指定・整備        | <input type="checkbox"/> 対象となる道路<br><input type="checkbox"/> 市内防災基幹施設間をつなぐ幹線道路<br><input type="checkbox"/> 市本庁舎、各市民局庁舎と各地域拠点施設をつなぐ幹線道路<br><input type="checkbox"/> 市外との連絡ルートとなる幹線道路<br><input type="checkbox"/> 整備のめやす<br><input type="checkbox"/> 土砂崩れ、雪崩等危険区間における対策工実施<br><input type="checkbox"/> 拡幅、待避所その他道路改良<br><input type="checkbox"/> 橋梁被災等による通行困難時の迂回路整備<br><input type="checkbox"/> 新規路線（橋梁、トンネル新設を含む）整備 |
| 広域的物資等配送拠点施設の指定・整備        | <input type="checkbox"/> 対象となる施設<br><input type="checkbox"/> 幹線道路とのアクセスがよい公共公益施設<br><input type="checkbox"/> 運営要員として協力を期待できる人員を抱える公的施設<br>※ 第3編第1部第2章第7節「活動拠点の配置計画」参照<br><input type="checkbox"/> 整備のめやす<br><input type="checkbox"/> 案内標識、進入路標識等の設置<br><input type="checkbox"/> 非常時開設、運営等要領の作成  |
| 緊急通行車両の事前届出               | <input type="checkbox"/> 市有車両の事前届出<br><input type="checkbox"/> 調達予定業者所有車両の事前届出  |
| 災害時において運転者のとるべき措置の事前PRの徹底 | <input type="checkbox"/> 災害時におけるマイカー利用の自粛<br><input type="checkbox"/> 災害時において交通規制が実施された場合のとるべき措置の周知徹底   |

※ 資料編5-4-1 緊急交通路指定予定路線一覧表（府地域防災計画所収のうち市域分）

※ 資料編5-4-2 緊急輸送道路一覧表（府及び市指定）

※ 資料編7-5 緊急通行車両確認のための証明書等

## 第2 ヘリポート開設施設の指定・整備

| 計画名                       | 計画のあらまし  |
|---------------------------|--|
| 専用又は臨時ヘリポートの指定            | <input type="checkbox"/> 指定目的のめやす<br><input type="checkbox"/> 重症患者の後方医療機関への緊急搬送<br><input type="checkbox"/> 輸血用血液、医療用資機材の緊急供給<br><input type="checkbox"/> 各種応急対策要員・資機材の緊急輸送<br><input type="checkbox"/> 道路被災等による孤立危険のある地区への輸送  |
| その他ヘリコプターによる応急活動を想定した環境整備 | <input type="checkbox"/> 庁舎、市立病院、小・中学校等防災活動拠点施設における空中からの識別のためのマーキング整備<br><input type="checkbox"/> 主要施設チェックリストの作成<br><input type="checkbox"/> ヘリポート開設のための資機材の備蓄<br><input type="checkbox"/> 予定施設周辺環境整備（車両進入路標識整備、地域団体との協力協定締結等） |

## 第3 関係機関・民間団体・事業所との連携強化

| 計画名                  | 計画のあらまし  |
|----------------------|--|
| 緊急輸送活動に関する連携・協力体制の整備 | <input type="checkbox"/> 警察署との協議に基づく緊急通行車両の事前届出の促進等<br><input type="checkbox"/> 緊急輸送活動応援協力業者・団体の把握<br><input type="checkbox"/> 緊急輸送活動業務委託予定業者・団体の把握                            |
| 緊急輸送道路確保作業協力体制の整備    | <input type="checkbox"/> 国、府との応援協力体制の確立<br><input type="checkbox"/> 緊急輸送道路確保作業協力業者の把握<br><input type="checkbox"/> 区間の振り分け等初動対応要領の作成  |
| 航空輸送に関する協力体制の整備      | <input type="checkbox"/> 府、関係業者等との協議に基づく航空輸送応援協力体制の確立<br><input type="checkbox"/> 航空輸送実施要領の作成<br><input type="checkbox"/> 航空輸送応援協力業者・団体の把握<br><input type="checkbox"/> 協力協定の締結 |

※ 資料編5-3 ヘリポート開設候補施設等一覧表

## 第28章 医療助産計画

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 ( 医療部 )

#### 第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても医療救護活動を適時適所に行き得ることを目標として、以下の3つを柱に医療助産計画の円滑な実施のための整備を進める。

- 1 初期医療救護体制の整備
- 2 広域的応援体制確保及び後方医療機関への搬送体制等の整備
- 3 市民に対する災害時初期対応の普及・啓発

### 第2節 計画の内容

#### 第1 初期医療救護体制の整備

| 計画名                            | 計画のあらまし  |
|--------------------------------|--|
| 災害時地域中核病院となる市立病院の整備            | <input type="checkbox"/> 施設建物、設備等の耐震補強、防火、防水害等防災性能の調査・補強<br><input type="checkbox"/> 災害時地域中核病院としての資機材（簡易ベッド、応急テント等）及び救急医薬品等の備蓄整備<br><input type="checkbox"/> 病院防災マニュアルの整備  |
| 災害時地域中核病院となる丹後中央病院、丹後ふるさと病院の整備 | <input type="checkbox"/> 市立病院に準ずる措置の実施促進   |
| 救護所（医療救護拠点）設置予定施設の整備           | <input type="checkbox"/> 救護所設置予定施設のみやす（災害時地域中核病院以外の分）<br><input type="checkbox"/> 国保診療所<br><input type="checkbox"/> 峰山中学校、網野中学校、旧宇川中学校<br><input type="checkbox"/> 救護所予定施設としての整備のみやす<br><input type="checkbox"/> 救護所設置予定スペースの指定<br><input type="checkbox"/> その他災害時救急医療拠点としての市立病院に準ずる整備 |
| 北丹医師会、薬剤師会等との連携                | <input type="checkbox"/> 救護所設置・運営等に関する詳細要領の整備<br><input type="checkbox"/> 医薬品等の備蓄及び緊急供給に関する詳細要領の整備   |
| 府（医療課、薬務課、丹後保健所）との連携           | <input type="checkbox"/> 医療救護活動に関する応援要請詳細要領の整備<br><input type="checkbox"/> 医薬品、輸血用血液、医療機器、衛生材料等の緊急供給要請に関する詳細要領の整備  |
| 地域レベルでの災害対策の強化                 | <input type="checkbox"/> 保健所、市町等の行政担当者、医師会、災害拠点病院等の医療関係者、災害派遣医療チーム等が定期的に情報交換する場（地域災害医療連絡協議会）への参加<br><input type="checkbox"/> 病院の業務継続計画（BCP）の策定   |

## 第2 広域的応援体制確保及び後方医療機関への搬送体制等の整備

| 計画名                       | 計画のあらまし   |
|---------------------------|---|
| 災害拠点病院相互の情報通信手段の多重化       | <input type="checkbox"/> 市立病院等災害時地域中核病院、基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）及び丹後医療圏地域災害拠点病院（京都府立医科大学附属北部医療センター）相互間の情報ネットワークの整備促進<br><input type="checkbox"/> 「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」及びこれと連動する「京都府救急医療情報システム」の活用<br><input type="checkbox"/> 消防、市立病院等拠点病院間情報ネットワークの整備 |
| 府災害派遣医療チーム                | <input type="checkbox"/> 府から派遣された災害派遣医療チームの活動支援   |
| 災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン | <input type="checkbox"/> 府が委嘱した災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾンの活用   |
| 広域医療搬送拠点                  | <input type="checkbox"/> 重症患者等を収容する臨時医療施設機能<br><input type="checkbox"/> ヘリポート機能<br><input type="checkbox"/> 広域医療搬送拠点調整本部機能<br><input type="checkbox"/> 広域医療搬送拠点活動維持・継続のための機能  |

## 第3 市民に対する災害時初期対応の普及・啓発

| 計画名                 | 計画のあらまし   |
|---------------------|---|
| 市民に対する災害時初期対応の普及・啓発 | <input type="checkbox"/> 消防団員に対する災害時初期対応の徹底<br><input type="checkbox"/> 市民、事業所に対する災害時初期対応の普及・啓発 |

## 第29章 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 (健康長寿福祉部)

#### 第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人の人的被害を最小限にとどめ、適切な救援支援対策を実施することを目標として、以下の3つを柱に必要な環境整備を行う。

- 1 福祉のまちづくり、バリアフリー化の促進
- 2 非常時における要配慮者優先ルールの確立
- 3 建築物の耐震性向上による人的被害の防止（第11章「建築物防災計画」による。）

### 第2節 計画の内容

#### 第1 福祉のまちづくり、バリアフリー化の促進

| 計画名                | 計画のあらまし  |
|--------------------|--|
| 都市空間におけるバリアフリー化の推進 | <input type="checkbox"/> 段差の解消、スロープの設置、レバー式ドアノブの採用等建築物のバリアフリー化<br><input type="checkbox"/> 歩道、案内標識等のバリアフリー化<br><input type="checkbox"/> 公共公益施設における設備のバリアフリー化 |
| 交通機関のバリアフリー化の促進    | <input type="checkbox"/> ノンステップバス、リフト式バス等の導入<br><input type="checkbox"/> リフト式タクシーの導入<br><input type="checkbox"/> 駅における設備のバリアフリー化                             |

|                            |   |
|----------------------------|---|
| <p>地域ぐるみの要配慮者避難支援体制の確保</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 地域コミュニティの形成促進</li> <li><input type="checkbox"/> 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成と実効性の検証を踏まえた見直し、定期的な更新             <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲<br/>(次に掲げる者のうち、家族以外の第三者の支援がなければ避難ができない在宅の者)                 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 65歳以上のひとり暮らし高齢者</li> <li><input type="checkbox"/> 要介護認定に係る要介護状態区分が要介護3以上である者</li> <li><input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、障害程度等級表の1級又は2級に該当する障害を有する者</li> <li><input type="checkbox"/> 療育手帳の交付を受けている者で、程度区分のうちA判定を受けた者</li> <li><input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、障害等級が1級又は2級である者</li> <li><input type="checkbox"/> 指定難病患者又は小児慢性特定疾病児童等</li> <li><input type="checkbox"/> 乳幼児</li> <li><input type="checkbox"/> 妊産婦</li> <li><input type="checkbox"/> 外国人住民のうち日本語での意思疎通が困難な者</li> <li><input type="checkbox"/> 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</li> </ul> </li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 名簿作成に必要な個人情報の入手方法             <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 住民基本台帳</li> <li><input type="checkbox"/> 身体障害者手帳交付台帳</li> <li><input type="checkbox"/> 療育手帳交付台帳</li> <li><input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳交付台帳</li> <li><input type="checkbox"/> 要介護・支援認定台帳</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 名簿の適正管理             <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 名簿は市の福祉担当部局において保管する</li> <li><input type="checkbox"/> 名簿に記載する情報は、法律上守秘義務を課せられている者（避難支援体制の整備に関することを目的として使用する場合に限り）及び災害時の安否情報の確認を要する場合に、市が認めた関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）にのみ提供する</li> <li><input type="checkbox"/> 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 個別避難計画の作成             <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民、NPO等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</li> <li><input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。</li> <li><input type="checkbox"/> 個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、タイムライン（避難計画）又は地区防災計画等を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。</li> <li><input type="checkbox"/> 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 避難支援等関係者による安否確認、避難支援体制             <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ハザードマップ等を用いて、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者を洗い出して、優先的に避難支援することとし、その情報を防災担当部局と福祉部局等の間で共有する。</li> <li><input type="checkbox"/> 避難支援等関係者（区、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議</li> </ul> </li> </ul> |
|----------------------------|---|

| 計画名 | 計画のあらまし  |
|-----|--|
|     | <p>会、消防団、警察署及び避難支援者その他の避難支援等の実施に携わる関係者)との連携体制を確保、災害時に迅速に避難できるよう地域住民との交流促進</p> <p><input type="checkbox"/>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難行動要支援者の同意が無くても避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供</p> <p><input type="checkbox"/>平時において、災害に備え、本人の同意を要することなく提供（提供拒否者を除く）</p> <p><input type="checkbox"/>避難行動要支援者本人による自宅の災害リスクの確認</p> <p><input type="checkbox"/>避難支援等関係者に対する必要な情報の提供等必要な配慮をするとともに、社会福祉事業者も含め、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備</p> <p><input type="checkbox"/>避難支援・安否確認体制の整備（支援者の安全確保にも留意）</p> <p><input type="checkbox"/>避難訓練の実施</p> |

## 第2 非常時における要配慮者優先ルールの確立

| 計画名                                 | 計画のあらまし   |
|-------------------------------------|---|
| 「福祉避難所」（要配慮者優先避難所及び要配慮者専用避難所）の指定・整備 | ※ 第26章「社会福祉施設防災計画」参照  |
| 要配慮者の避難生活の支援                        | <p><input type="checkbox"/>ユニバーサルデザインにするための取組</p> <p><input type="checkbox"/>要配慮者の避難スペース</p> <p><input type="checkbox"/>要配慮者のニーズに対応できる福祉避難コーナーの設置</p> <p><input type="checkbox"/>要配慮者に適切に対応できる人材の確保</p>   |
| 市民及び職員に対する要配慮者優先ルールの徹底              | <p><input type="checkbox"/>要配慮者の障がいのあり様に応じた配慮事項の周知</p> <p><input type="checkbox"/>災害時救援対策等実施上の要配慮者優先ルールの徹底</p>  |
| 外国人に対する支援                           | <p><input type="checkbox"/>市広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載</p> <p><input type="checkbox"/>外国語の防災啓発パンフレットの作成・配布</p> <p><input type="checkbox"/>外国人向け防災教育、防災訓練の実施</p> <p><input type="checkbox"/>通訳、翻訳ボランティアの事前登録</p> <p><input type="checkbox"/>外国人雇用者の多い企業・事業所等の連携・協力体制の確保</p> |

## 第30章 行政機能維持対策計画

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 ( 総務部 )

#### 第2 基本方針

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、職員動員の確保、特に交通遮断が予見される場合は早めの参集指示、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

- 1 業務継続性の確保
- 2 防災中枢機能等の確保、充実
- 3 各種データの整備保全

### 第2節 計画の内容

#### 第1 業務継続性の確保

| 計画名      | 計画のあらまし  |
|----------|--|
| 業務継続性の確保 | <input type="checkbox"/> 首長不在時の明確な代行順位及び職員の代行順位<br><input type="checkbox"/> 非常時優先業務を遂行するための業務継続計画の策定<br><input type="checkbox"/> 迅速かつ円滑な災害応急対策の実施のための取組<br><input type="checkbox"/> 平常時における優先すべき業務の絞り込み<br><input type="checkbox"/> 優先業務を遂行するための役割分担及び全庁体制の構築<br><input type="checkbox"/> 必要な資源の継続的な確保<br><input type="checkbox"/> 定期的な教育・訓練・点検等の実施による経験の蓄積<br><input type="checkbox"/> 状況の変化に応じた体制の見直し及び計画の改訂 |

#### 第2 防災中枢機能等の確保、充実

| 計画名            | 計画のあらまし   |
|----------------|---|
| 防災中枢機能を果たす施設整備 | <input type="checkbox"/> 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定<br><input type="checkbox"/> 設備の充実及び災害に対する安全性の確保<br><input type="checkbox"/> 代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備<br><input type="checkbox"/> 食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備<br><input type="checkbox"/> 通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保<br><input type="checkbox"/> 災害情報の一元化及び共有化による災害対策本部機能の充実・強化 |

#### 第3 各種データの整備保全

| 計画名      | 計画のあらまし   |
|----------|---|
| データの整備保全 | <input type="checkbox"/> 各種データの整備保存<br><input type="checkbox"/> 各種データのバックアップ体制の整備 |

## 第31章 廃棄物処理等に係る防災体制の整備

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 ( 市民環境部 )

#### 第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても一般廃棄物等、遺体処理施設の被害を最小限にとどめ、必要なごみ・し尿・がれき処理対策並びに遺体処理を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の3つを柱に必要な環境整備を行う。

- 1 一般廃棄物等処理施設・設備の安全化
- 2 ごみ・し尿・がれき処理体制の整備
- 3 遺体処理体制の整備

### 第2節 計画の内容

#### 第1 一般廃棄物等処理施設・設備の安全化

| 計画名                | 計画のあらまし  |
|--------------------|--|
| 各廃棄物処理施設の施設・設備の安全化 | <input type="checkbox"/> 建物耐震化、不燃堅牢化<br><input type="checkbox"/> 非常用自家発電設備等の整備<br><input type="checkbox"/> 断水時の機器冷却水等用水源の多角的確保<br><input type="checkbox"/> 浸水防災対策工事又は土のう、排水ポンプ等の備蓄 |
| 各衛生センターの施設・設備の安全化  | <input type="checkbox"/> 建物耐震化、不燃堅牢化<br><input type="checkbox"/> 非常用自家発電設備等の整備<br><input type="checkbox"/> 断水時の用水源の多角的確保<br><input type="checkbox"/> 浸水防災対策工事又は土のう、排水ポンプ等の備蓄       |

#### 第2 ごみ・し尿・がれき処理体制の整備

| 計画名                                    | 計画のあらまし  |
|--|--|
| 大規模災害時想定ごみ・し尿・がれき処理計画の策定               | <input type="checkbox"/> 処理必要量の想定<br><input type="checkbox"/> 仮置場、臨時収集場所用地候補の選定<br><input type="checkbox"/> 収集体制の想定<br><input type="checkbox"/> 中間、最終処理体制の想定<br><input type="checkbox"/> 片付けごみなどの収集運搬体制の確保 |
| 設備補修用資機材、仮設トイレ等の備蓄                     | <input type="checkbox"/> 設備補修用資機材の備蓄<br><input type="checkbox"/> 仮設トイレの備蓄<br><input type="checkbox"/> 仮設トイレ管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄   |
| 近隣市町、民間事業者等との応援・協力体制整備                 | <input type="checkbox"/> 相互応援協定の締結及び非常時要領の作成（近隣市町）、広域処理体制の確立<br><input type="checkbox"/> 補修用資機材、仮設トイレ（管理に必要な薬剤含む）等の緊急調達体制の確保<br><input type="checkbox"/> その他協力協定の締結（収集処理業者、土木業者、運送事業者等）                    |
| 資源ごみ・有害ごみ・危険ごみ等の分別等に関する住民・事業所向け事前広報の徹底 | <input type="checkbox"/> 被害甚大地域優先収集原則の周知<br><input type="checkbox"/> 資源ごみ分別の周知<br><input type="checkbox"/> 有害ごみ・危険ごみ等分別の周知<br><input type="checkbox"/> がれきの自己搬入原則の周知                                       |

### 第3 遺体処理体制の整備

| 計画名                    | 計画のあらまし  |
|------------------------|--|
| 火葬場の整備                 | <input type="checkbox"/> 建物耐震化、不燃堅牢化<br><input type="checkbox"/> 非常用自家発電設備等の整備<br><input type="checkbox"/> 断水時の機器冷却水等用水源の多角的確保 |
| 近隣市町、民間事業者等との応援・協力体制整備 | <input type="checkbox"/> 相互応援協定の締結及び非常時要領の作成（近隣市町）<br><input type="checkbox"/> その他協力協定の締結（葬祭業者等）                               |

※ 資料編6-4-3 ごみ・し尿等処理体制の現況

## 第32章 ボランティアの登録・支援等計画

### 第1節 一般ボランティアの登録・支援等計画

#### 第1 計画の方針

- 1 とりまとめ責任担当部 (健康長寿福祉部)
- 2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても適時適所に一般ボランティア受入れを行い得ることを目標として、災害ボランティアセンターを設置し、以下の2つを柱に体制の整備を行う。

- (1) ボランティアセンター本部・支部設置体制の整備
- (2) ボランティア活動に関するPR

#### 第2 計画の内容

##### 1 ボランティアセンター本部・支部設置体制の整備

| 計画名                        | 計画のあらまし  |
|----------------------------|--|
| 市社会福祉協議会等との災害ボランティア支援協定の締結 | <input type="checkbox"/> ボランティアセンター本部・支部設置要領の作成<br><input type="checkbox"/> ボランティアコーディネーターの育成・確保<br><input type="checkbox"/> 日赤奉仕団、市内外ボランティア団体との連携<br><input type="checkbox"/> 本部・支部設置予定スペースにおける非常用設備強化(電源、電話差込口、パーティション、ホワイトボード等) |
| ボランティア活動支援体制の整備            | <input type="checkbox"/> 関係各部・市民局、各機関との総合調整<br><input type="checkbox"/> 市社会福祉協議会活動支援<br><input type="checkbox"/> ボランティア保険の加入促進   |
| ボランティア登録の推進                | <input type="checkbox"/> 福祉関係ボランティア(手話通訳、点字通訳、介護職等)<br><input type="checkbox"/> 医療・保健関係ボランティア(保健師、看護師等)<br><input type="checkbox"/> 文化サークルによるボランティア<br><input type="checkbox"/> 地域団体・業種団体によるボランティア                                 |
| NPO・ボランティアとの連携             | <input type="checkbox"/> 地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援<br><input type="checkbox"/> リーダーの育成<br><input type="checkbox"/> NPO・ボランティア等と協力し、発災時の災害ボランティアとの連携  |
| 防災訓練へのボランティア参加の推進          | <input type="checkbox"/> 府主催総合防災訓練への関係ボランティア参加支援<br><input type="checkbox"/> 市が実施する各種防災訓練へのボランティア参加推進  |

##### 2 ボランティア活動に関するPR

| 計画名            | 計画のあらまし   |
|----------------|---|
| ボランティア意識の普及・PR | <input type="checkbox"/> ボランティアに関する相談、情報提供窓口の設置<br><input type="checkbox"/> ボランティアに関する各種研修、講座等の開催 |
| 除雪ボランティア活動の促進  | <input type="checkbox"/> 高齢者世帯、障がい者世帯、母子世帯等自力での除雪が困難な世帯に対する支援の組織化                                 |

## 第2節 専門ボランティアの登録・支援等計画

### 第1 計画の方針

- 1 とりまとめ責任担当部 ( 総務部 )
- 2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても適時適所に専門ボランティア受入れを行い得るよう必要な整備を行う。

### 第2 計画の内容

| 計画名                | 計画のあらまし   |
|--------------------|---|
| 各種専門ボランティアの登録促進    | <input type="checkbox"/> 関係各部・市民局、各機関との総合調整<br><input type="checkbox"/> 事業所、業種別団体との協力体制の確保<br><input type="checkbox"/> 府災害ボランティア協議会に関する資料の収集<br><input type="checkbox"/> 府災害ボランティア協議会所轄団体等が主催する研修、訓練への参加促進  |
| 各種専門ボランティア受入れ要領の整備 | <input type="checkbox"/> 関係各部・市民局、各機関との総合調整<br><input type="checkbox"/> 被災建築物応急危険度判定士<br><input type="checkbox"/> 被災宅地危険度判定士<br><input type="checkbox"/> 砂防ボランティア（府土木事務所OB等を中心に組織）<br><input type="checkbox"/> 防災エキスパート（国土交通省OBを中心に組織）<br><input type="checkbox"/> 福祉関係専門ボランティア<br><input type="checkbox"/> その他各部が担当する専門分野ごとのボランティア |

## 第33章 広域応援体制の整備

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 ( 総務部 )

#### 第2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても被害を最小限にとどめるために必要な災害対策活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の3点を重点に広域応援体制の整備を行う。

なお、人的支援の実施においては、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努めるものとする。

- 1 近隣市町等との相互協力体制の整備
- 2 広域大災害に備えた相互協力体制の整備
- 3 広域応援受入れのための拠点の整備
- 4 応援受入れのためのソフト環境整備
- 5 民間関係団体等との協力体制の整備

### 第2節 計画の内容

#### 第1 近隣市町等との相互協力体制の整備

| 計画名          | 計画のあらまし  |
|--------------|--|
| 府内近隣市町との連携   | <input type="checkbox"/> 物資・人員等の相互応援（大規模災害発生初期における自区内居住他自治体職員に関する相互交換配置を含む）<br><input type="checkbox"/> 災害時における通勤・通学者の「安否確認情報」の相互交換<br><input type="checkbox"/> 気象情報、河川情報等の相互交換<br><input type="checkbox"/> 河川・海岸における総合的治水対策、津波、流出油防除対策等予防施策に関する協力の推進<br><input type="checkbox"/> 「府版市町村災害時応急対応業務標準マニュアル」及び「府災害時応急対応業務マニュアル」により、市及び府の役割分担を明確にし、速やかな状況把握、協働を可能とすることによって府からの受援、市町村の相互応援を円滑に行う応援、受援体制を整備する。 |
| 府外隣接市町村等との連携 | <input type="checkbox"/> 国道 178 号、482 号沿線市町村に関する上記に準ずる連携   |

#### 第2 広域大災害に備えた相互協力体制の整備

| 計画名            | 計画のあらまし  |
|----------------|--|
| 同時被災しない自治体との連携 | <input type="checkbox"/> 広域災害を想定し近隣市町も被災した場合に備える相互応援協定 |

### 第3 広域的応援受入れのための拠点の整備

| 計画名                | 計画のあらまし  |
|--------------------|--|
| 広域的物資等配送拠点施設の指定・整備 | <input type="checkbox"/> 対象となる施設<br><input type="checkbox"/> 幹線道路とのアクセスがよい公共公益施設<br><input type="checkbox"/> 運営要員として協力を期待できる人員を抱える公的施設<br>※ 第3編第1部第2章第7節「活動拠点の配置計画」参照<br><input type="checkbox"/> 整備のめやす<br><input type="checkbox"/> 案内標識、進入路標識等の設置<br><input type="checkbox"/> 非常時開設、運営等要領の作成 |

### 第4 応援受入れのためのソフト環境整備

| 計画名                | 計画のあらまし  |
|--------------------|--|
| 相互応援協定締結市町の拡大      | <input type="checkbox"/> 国道178号、482号沿線府外市町村との締結<br><input type="checkbox"/> 各種テーマ国内交流市町村との締結 |
| 応援要請及び受入れ要領の整備     | <input type="checkbox"/> ケース別関係機関・自衛隊受援要領の整備<br><input type="checkbox"/> ケース別他自治体受援要領の整備     |
| 各種専門ボランティア受入れ要領の整備 | ※ 第32章第2節「専門ボランティアの登録・支援等計画」参照   |

### 第5 民間関係団体等との協力体制の整備

| 計画名                   | 計画のあらまし  |
|-----------------------|--|
| 多種多様な団体との災害時応援協定の締結推進 | <input type="checkbox"/> 災害時等において事業所や業界団体との協力体制を確立するため、事業所等との間で協定を締結する。<br><input type="checkbox"/> 事業所に対しては、地域貢献が可能な分野をあらかじめ公開するなど自主的な協力体制を構築するよう求める。 |

## 第34章 学校等の防災計画

### 第1節 保育所・認定こども園災害予防計画

#### 第1 計画の方針

- 1 とりまとめ責任担当部 ( **こども部** )
- 2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても園児の安全を確保するとともに、要配慮者支援のための優先避難所設置施設として、また応急保育対策を適時適所に実施可能な体制を確立することを目標として、以下の2つを柱に環境整備を行う。

- (1) 非常時実施要領等の整備
- (2) 施設の耐震性の強化(第26章「社会福祉施設防災計画」による。)

#### 第2 計画の内容

##### 1 非常時実施要領等の整備

| 計画名               | 計画のあらまし  |
|-------------------|--|
| 保育所・認定こども園防災計画の整備 | <input type="checkbox"/> 各種災害類型別緊急出勤・配置計画<br><input type="checkbox"/> 乳幼児の安全確保及び避難<br><input type="checkbox"/> 水防法、土砂災害防止法又は津波防災地域づくり法に基づき、警戒区域内に所在する社会福祉施設では、水害、土砂災害又は津波に応じた避難確保計画の作成及び当該計画による避難訓練の実施が義務付け<br><input type="checkbox"/> 要配慮者優先避難所開設期間における施設利用計画<br><input type="checkbox"/> 要配慮者優先避難所開設及び運営要領<br><input type="checkbox"/> 保護者、地域住民組織等との連携計画<br><input type="checkbox"/> 地域事業者(商店、事務所、宿泊等事業者)との協力計画<br><input type="checkbox"/> 防災訓練の実施 |
| 応急保育計画に関する調査・研究   | <input type="checkbox"/> 入園児以外の乳幼児を受け入れる期間における保育体制及び保育内容(保育所以外の施設における応急保育体制を含む)<br><input type="checkbox"/> 要配慮者優先避難所所在住被災者との関係のあり方<br><input type="checkbox"/> こころのケアに関する配慮事項   |

### 第2節 学校施設等災害予防計画

#### 第1 計画の方針

- 1 とりまとめ責任担当部 ( **教育委員会** )
- 2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても園児・児童・生徒及び利用者の安全を確保するとともに、被災者支援のための指定避難所設置施設(指定施設の場合)として、また応急教育対策を適時適所に実施可能な体制を確立することを目標として、以下の2つを柱に環境整備を行う。

その際、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

(1) 非常時実施要領等の整備

(2) 施設の耐震性の強化（第11章「建造物防災計画」による）

## 第2 計画の内容

### 1 非常時実施要領等の整備

| 計画名                   | 計画のあらまし  |
|-----------------------|--|
| 小・中学校防災計画の整備          | <input type="checkbox"/> 各種災害類型別緊急出勤・配置計画<br><input type="checkbox"/> 保護者に学校の防災体制及び対応方策、特に発災時別基本ルール及び児童生徒等の引き渡し方法並びに学校での保護方策を周知しておく。<br><input type="checkbox"/> 児童生徒等の安全確保のための教職員対応マニュアル等の作成<br><input type="checkbox"/> 発災時別の教職員の対応方策<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在校時</li> <li>・ 学校外の諸活動時</li> <li>・ 登下校時</li> <li>・ 夜間・休日等</li> </ul> <input type="checkbox"/> 保護者との連絡、引渡し方法及び学校での保護方策<br><input type="checkbox"/> 施設・設備の被災状況の点検等<br><input type="checkbox"/> 児童・生徒の安全確保及び避難<br><input type="checkbox"/> 水防法、土砂災害防止法又は津波防災地域づくり法に基づき、警戒区域内に所在する学校では、水害、土砂災害又は津波に応じた避難確保計画の作成及び当該計画による避難訓練の実施が義務付け<br><input type="checkbox"/> 登下校時の発災の場合は、児童生徒等に自宅又は学校のいずれか近い方に向かうことを基本とする。<br><input type="checkbox"/> 指定避難所開設及び運営要領（指定施設の場合）<br><input type="checkbox"/> PTA等保護者、地域住民組織等との連携計画<br><input type="checkbox"/> 地域事業者（商店、事務所、宿泊等事業者）との協力計画<br><input type="checkbox"/> 防災訓練の実施 |
| 高等学校防災計画の整備促進         | <input type="checkbox"/> 小・中学校に準ずる事項   |
| 教育活動への配慮              | <input type="checkbox"/> 指定避難所として指定した学校は、教育活動の場であることに配慮する<br><input type="checkbox"/> 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合は、学校の教育活動に十分配慮する。  |
| 生涯学習施設防災計画の整備         | <input type="checkbox"/> 小・中学校に準ずる事項   |
| 災害時想定カリキュラム等に関する調査・研究 | <input type="checkbox"/> 教科書が入手できるまでの期間における教育内容<br><input type="checkbox"/> 指定避難所在住被災者との関係のあり方<br><input type="checkbox"/> こころのケアに関する配慮事項  |

## 第35章 避難等に関する計画

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 ( 総務部 )

#### 第2 基本方針

災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。住民は、災害種別毎に自宅等どのような災害リスクがあるのか、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないか、いつどこに避難すべきなのか、また要配慮者をどのように支援するのか、必要な携帯品は何かなどについて、あらかじめ確認・認識し、避難行動を決めておく必要がある。このため、市の有する「地域としての災害危険性」に即して、必要な避難対策活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の6つを柱に避難体制の整備を進める。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。また、大雪時における対策について「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき、府及び関係機関と連携して取り組むものとする。

- 1 避難の周知徹底
- 2 指定緊急避難場所、指定避難所等の指定・整備
- 3 安全避難の環境整備
- 4 広域避難
- 5 広域一時滞在
- 6 防災上重要な施設の避難計画
- 7 車中避難計画

### 第2節 計画の内容

#### 第1 避難の周知徹底

| 計画名  | 計画のあらまし  |
|------|--|
| 事前措置 | <input type="checkbox"/> 火災・河川の氾濫・崖崩れ・土石流・地すべり・なだれ・高潮・津波等の危険が予想される区域の周知<br><input type="checkbox"/> 立退き避難・屋内安全確保の周知<br><input type="checkbox"/> 避難情報（避難指示等）の意味の周知<br><input type="checkbox"/> 自主的に早めの避難行動をとる、急激に災害が切迫し発生した場合は次善行動をとる等、適切な避難行動の周知<br><input type="checkbox"/> 災害時の情報を入手方法の周知<br><input type="checkbox"/> 指定緊急避難場所・指定避難所等の意味の周知<br><input type="checkbox"/> 避難経路の徹底<br><input type="checkbox"/> 市は府と連携し、自主防災組織等に対し、自主的に早めの避難行動をとるための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、取るべき避難行動を時系列で整理したタイムライン（避難計画）の作成を支援する。<br>その際、避難指示等の発令対象を災害リスクのある区域等に絞り込んでおく。 |

| 計画名      | 計画のあらまし  |
|----------|--|
| 避難指示等の周知 | <p>□市は、災害により危険区域内の居住者に避難するべきことを知らせる伝達手段をあらかじめ周知しておく。</p> <p>□ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、居住者等の自らの判断により、上階への避難や高層階にとどまる等により、計画的に身の安全を確保する屋内安全確保についても周知する。</p> <p>□市は避難指示等を発令する際には、内閣府「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、防災情報等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように周知する。</p> <p>□ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p> <p>□警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難する必要があることを周知徹底する必要があるものの、災害が既に発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない状況において、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する緊急安全確保についても指示することができるものとする。</p> |

## 第2 指定緊急避難場所、指定避難所等の指定・整備

| 計画名              | 計画のあらまし   |
|------------------|---|
| 「指定緊急避難場所」の指定・整備 | <p>□指定緊急避難場所の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□管理上の基準、立地上の基準、構造上の基準等の指定基準を満たしていること</li> <li>□異常な現象（土砂災害、大規模な火災など）ごとに指定すること</li> </ul> <p>□指定緊急避難場所としての整備のめやす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□要配慮者にも配慮した施設・設備の整備</li> <li>□放送設備等避難者への情報伝達手段の整備</li> <li>□他の指定避難所（避難施設）への移動、救援・輸送用の車両・ヘリコプターの進入が容易に行えるよう道路、駐車・着陸スペースの整備</li> <li>□施設及び周辺地域における案内標識、図等整備</li> </ul> |

| 計画名                                 | 計画のあらまし  |
|-------------------------------------|--|
| 「指定避難所」（避難施設）の指定・整備                 | <input type="checkbox"/> 指定避難所の指定<br><input type="checkbox"/> 避難した住民等を、一定期間滞在させるために、必要かつ適切な規模であること<br><input type="checkbox"/> 速やかに避難した住民等を受け入れ、又は生活関連物資を避難した住民等に配布することが可能な構造又は設備があること<br><input type="checkbox"/> 想定される災害による影響が、比較的少ない場所にあること<br><input type="checkbox"/> 車両などによる輸送が、比較的容易であること<br><input type="checkbox"/> 市施設又はその他の公共施設であること<br><input type="checkbox"/> 広域一時滞在を考慮（他の市町村からの被災住民を受け入れることができる）した施設<br><input type="checkbox"/> 指定避難所としての整備のめやす<br><input type="checkbox"/> 飲料水、食料、毛布等の備蓄又は調達ルートの確保<br><input type="checkbox"/> 必要な物資の備蓄<br><input type="checkbox"/> その他指定緊急避難場所に準ずる整備 |
| 「福祉避難所」（要配慮者優先避難所及び要配慮者専用避難所）の指定・整備 | <input type="checkbox"/> 福祉避難所の指定<br><input type="checkbox"/> 指定避難所と同様の基準を満たす施設であること<br><input type="checkbox"/> 要配慮者の利用に対しての、必要な措置が講じられていること<br><input type="checkbox"/> 要配慮者が相談や助言を受けることができる体制が整備されていること<br><input type="checkbox"/> 要配慮者を滞在させるために必要な居室が、可能な限り確保されること<br><input type="checkbox"/> 要配慮者向け介助支援要員の確保が容易な施設であること<br><input type="checkbox"/> 市施設又はその他の公共公益施設であること<br><input type="checkbox"/> 要配慮者の安全確保<br><input type="checkbox"/> 福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを明示することにより、福祉避難所への直接の避難を促進する。  |
| 「地区避難所」の設定                          | <input type="checkbox"/> 地区避難所の設定<br><input type="checkbox"/> 住民が自主避難できるよう、自治会、自主防災組織などが自主的に開設、運営するものであること<br><input type="checkbox"/> 自治会等の住民組織が所有または管理する施設であること<br><input type="checkbox"/> 災害種別（大規模な火災は除く）ごとの適否を示すこと  |

### 第3 安全避難の環境整備

| 計画名         | 計画のあらまし  |
|-------------|--|
| 避難情報伝達体制の整備 | <input type="checkbox"/> 避難情報の発令を判断するために必要な河川水位や土砂災害発生の危険度などのデータ収集体制の確保<br><input type="checkbox"/> 避難情報（「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」）の発令基準及び「発令対象地域」の設定等を定めた「京丹後市避難情報発令基準」の作成<br><input type="checkbox"/> 「京丹後市避難情報発令基準」の運用・検証<br><input type="checkbox"/> 防災行政無線（同報系屋外・屋内、地域防災無線端末局）等の整備 |

| 計画名                                | 計画のあらまし   |
|------------------------------------|---|
| 避難路の整備                             | <input type="checkbox"/> 十分な幅員の確保及び複数ルート確保<br><input type="checkbox"/> 沿道部の安全化（対延焼、倒壊、落下物等危険）   |
| 安全避難誘導體制の整備                        | <input type="checkbox"/> 施設及び周辺地域における案内標識、図等整備<br>（外来者にもわかりやすく、また夜間時や積雪時の避難にも配慮したものとする）<br><input type="checkbox"/> 警察・消防等関係機関との連携体制の確保<br><input type="checkbox"/> 地域ぐるみの要配慮者避難支援体制の確保<br><input type="checkbox"/> 屋内での退避等の安全確保（避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないとき）   |
| 避難者を収容しきれないと見込まれる避難所における避難場所の事前の確保 | <input type="checkbox"/> 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所、地区避難所（以下、この項において「避難所」という。）のいずれかを問わず、避難所の規模から勘案し、想定しうる避難者数を収容しきれないと見込まれる場合、避難所の開設者は、地域の実情や災害危険性を考慮のうえ、公共施設など他の利用可能な避難場所を事前に確保するよう努めるとともに、避難場所の提供を求められた公共施設などの管理者はやむを得ないと認められる事情がない限り、避難場所の提供に協力するものとする。<br><input type="checkbox"/> 避難場所の使用については、避難所の開設者と施設管理者間であらかじめ十分調整するものとし、協定を締結するなどして円滑に開設、運営できるように努めるものとする。   |
| 施設・設備・物資の備蓄                        | <input type="checkbox"/> 指定避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、情報通信機器の確保、必要な物資（食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型インフルエンザ等を含む感染症対策に必要な物資等）の備蓄に努める。<br><input type="checkbox"/> 備蓄品の調達に当たっては、女性、子供にも配慮するものとする。   |
| 指定避難所運営体制の整備                       | <input type="checkbox"/> 指定避難所運営マニュアルの作成<br><input type="checkbox"/> 高齢者、障がい者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、LGBTなど配慮の必要な方の視点を取り入れる。<br><input type="checkbox"/> 指定避難所運営訓練の実施<br><input type="checkbox"/> 感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練等の訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。<br><input type="checkbox"/> 施設管理者、施設周辺事業所及び区（自主防災組織）等との運営協力体制の確保<br><input type="checkbox"/> 住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。<br><input type="checkbox"/> 指定管理施設が指定避難所になっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。<br><input type="checkbox"/> 良好な生活環境確保のための専門家等との情報交換<br><input type="checkbox"/> 避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成 |
| 居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動        | <input type="checkbox"/> 必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備   |
| 避難所まで距離のある地域との連携の強化                | <input type="checkbox"/> 気象情報の的確な収集と住民への早期情報提供体制の確保<br><input type="checkbox"/> 避難所の早期開設<br><input type="checkbox"/> 地域に即した避難支援体制の確保<br><input type="checkbox"/> 避難所確保のためのハード対策の促進  |

| 計画名                    | 計画のあらまし  |
|------------------------|--|
| 新型インフルエンザ等感染者発生等に備えた対策 | <p>□新型インフルエンザ等感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応も含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局と連携して、避難所における避難者の過密を抑制するため、災害発生時における避難所収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を検討する。</p> <p>□避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状がある者が出た場合の対応方法を定める。</p> <p>□新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、防災担当部局と保健福祉担当部局が府とも連携して、各対象者の居住地の危険性を確認・点検するとともに、府と連携して受入れ施設を確保し、避難に関する連絡窓口を整備する（大規模地震発生時等）。</p> |
| 被災者支援の仕組みの整備           | <p>□地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）</p>  |

※ 資料編6-2 指定緊急避難場所、指定避難所等指定の現況

#### 第4 広域避難

| 計画名  | 計画のあらまし   |
|------|---|
| 広域避難 | <p>□市は、当該地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、府内の他の市町村に協議する。</p> <p>□市は、避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの居住者等を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p>□市は、指定避難所が広域避難の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。</p> <p>□市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、府その他関係期間と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との居住者等の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定め、実践型の防災訓練を実施するよう努める。</p> <p>□市は、域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。</p> |

## 第5 広域一時滞在

| 計画名    | 計画のあらまし   |
|--------|---|
| 広域一時滞在 | <p>□市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在中に使用することについても定めるなど、他市町村からの被災者を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定するよう努める。</p> <p>□市は、指定避難所が広域一時滞在中に使用する可能性があることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。</p> <p>□市は、大規模災害時に円滑な広域一時滞在中が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災者の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p> <p>□市は、域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。</p> |

## 第6 防災上重要な施設の避難計画

| 計画名              | 計画のあらまし   |
|------------------|---|
| 防災上重要な施設の避難計画の作成 | <p>□学校等、病院、福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。</p> <p>□学校においては、地域特性等を考慮し、避難の場所、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法等</p> <p>□児童生徒等を集団で避難させるための避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育・保健・衛生及び給食等の方法</p> <p>□病院等においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるための収容施設の確保、移送方法、治療・保健・衛生・給食の実施方法等</p> <p>□高齢者、障害者及び児童施設等においては、地域特性等を考慮し、避難地、避難経路、誘導、収容施設の確保、保健・衛生及び給食等の実施方法</p> <p>□防災上重要な施設のうち、水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくり法に基づき、市地域防災計画に記載されたもの（要配慮者利用施設及び避難促進施設）は、水害、土砂災害又は津波に対応した避難に係る計画（避難確保計画）を作成及び避難訓練を実施する。</p> <p>□市は府とともに避難確保計画作成を支援し、訓練等を通じて実効化を図る。</p> <p>□避難確保計画を作成又は変更した施設の所有者又は管理者は、遅滞なく市へこれを報告する。</p> |

## 第7 車中避難計画

| 計画名                 | 計画のあらまし  |
|---------------------|--|
| 車中泊対応可能な避難場所のリストアップ | <p>□車中避難場所候補地一覧の作成</p> <p>□民間施設との協定締結</p> <p>□電気・水道・トイレの確保</p> <p>□指定避難所における車中泊可能台数の把握</p> |

| 計画名           | 計画のあらまし   |
|---------------|---|
| 車中避難場所運営体制の整備 | <input type="checkbox"/> 車中避難場所運営マニュアルの作成<br><input type="checkbox"/> 施設管理者、施設周辺事業所及び区（自主防災組織）等との運営協力体制の確保<br><input type="checkbox"/> 車中避難場所について、施設管理者と必要に応じて開設のタイミング等の事前調整<br><input type="checkbox"/> 車中泊避難に係る情報提供<br><input type="checkbox"/> 車中避難場所の周知、エコノミークラス症候群の危険性等について注意喚起<br><input type="checkbox"/> 避難場所の確保・環境整備<br><input type="checkbox"/> 避難者の状況把握及び健康管理、健康指導<br><input type="checkbox"/> エンジン騒音等のトラブル回避<br><input type="checkbox"/> 車中泊避難から自宅への帰宅及び指定避難所への移行 |

※ 屋外避難に当たっては、指定避難所への避難が基本であり、車中泊避難を推奨するものではない。

※ 車中避難場所：車により一時的に安全確保ができる場所

## 第36章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 ( 商工観光部 )

#### 第2 基本方針

市は、大規模広域災害が発生し、又は発生するおそれがあり、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から府や近隣市町などの行政機関、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

なお、大雪による鉄道輸送障害により、帰宅困難者が発生した場合には、「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき、市、府、鉄道事業者等が連携して帰宅困難者の安全確保に努める。

### 第2節 計画の内容

| 計画名           | 計画のあらまし  |
|---------------|--|
| 観光客・帰宅困難者への啓発 | <input type="checkbox"/> 二次被害の発生防止のため、発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」<br><input type="checkbox"/> 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用<br><input type="checkbox"/> 徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認<br><input type="checkbox"/> 公共機関が提供する正確な情報入手及び伝達<br><input type="checkbox"/> 帰宅できるまで、自助・共助による助けあい  |
| 事業所等への要請      | <input type="checkbox"/> 施設の耐震化・事務所設備等の転倒防止・ガラスの飛散防止などの安全化<br><input type="checkbox"/> 飲料水・食料などの備蓄、一時宿泊場所の確保等<br><input type="checkbox"/> 無線LAN環境の整備など、情報収集手段の充実<br><input type="checkbox"/> 事業者等に、重大な災害が発生するおそれがある場合は、避難や一斉帰宅行動による混雑・混乱を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等の自主的な措置を講じることについて働きかける。<br><input type="checkbox"/> 事業者等に、事業所防災計画や事業継続計画(BCP)等において、発災直後の一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等の施設内待機や施設内待機のための備蓄、施設の安全確保や発災時の来所者保護等に係る計画の策定に努めるよう働きかける。 |
| 観光客への支援の検討    | <input type="checkbox"/> 市は府と協力し、観光客等の災害時における的確な行動について、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し周知・広報に努める。<br><input type="checkbox"/> 災害時における観光客等の一時収容等の協力体制の検討<br><input type="checkbox"/> 多言語による情報の提供・相談受付等外国人支援体制を検討<br><input type="checkbox"/> 学生ボランティア等の活用について検討するとともに、市民に対しても、災害時に可能な範囲で外国人旅行者に災害発生を知らせ、避難行動を促す等の支援をするよう呼びかける。   |
| 帰宅支援拠点の確保     | <input type="checkbox"/> 男女のニーズの違いに配慮した運営<br><input type="checkbox"/> 要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営  |

## 第37章 集中豪雨対策に関する計画

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 ( 総務部 )

#### 第2 基本方針

近年、強い台風や梅雨期の集中豪雨により、全国で毎年のように大規模な水害が発生している。さらに、急激な雷雲の発生による局地的な集中豪雨のため浸水被害や土砂災害が多発している状況である。

施設整備などのハード対策には予算的に限りがあり対策の完成までに時間を要する場合が多いことから、大規模災害に対しては人的被害を極力軽減する減災対策として自治体と地域の防災組織などが連携を図り情報伝達や避難に重点をおいた自助・共助・公助への取り組みを行う。

### 第2節 計画の内容

| 計画名           | 計画のあらまし   |
|---------------|---|
| ソフト対策の推進・検討   | <input type="checkbox"/> 情報の収集・集約・伝達に係る連絡体制の強化・充実<br><input type="checkbox"/> 避難態勢等の取り組み強化<br><input type="checkbox"/> 客観的避難基準の充実<br><input type="checkbox"/> 被災の危険性を考慮した指定避難所・避難場所の設定<br><input type="checkbox"/> 避難方法の設定と避難ルート・支援ルートの確保<br><input type="checkbox"/> 防災教育、防災訓練等による住民意識の向上と周知徹底<br><input type="checkbox"/> 要配慮者対策の強化   |
| ハード対策の実施・検討   | <input type="checkbox"/> 計画的な防災施設整備の促進と適切な機能管理<br><input type="checkbox"/> 流域全体での総合的な雨水流出抑制及び流木等の危険木撤去の取り組み<br><input type="checkbox"/> 山地・森林環境の保全と整備<br><input type="checkbox"/> 農地の持つ防災機能の保全と整備<br><input type="checkbox"/> 雨水貯留・浸透施設の設置<br><input type="checkbox"/> 適正な土地利用の誘導、規制など<br><input type="checkbox"/> 伐採木の除去による流木の防止<br><input type="checkbox"/> 倒木のおそれのある危険木の事前伐採 |
| 総合的な集中豪雨対策の促進 | <input type="checkbox"/> 個々の機関による集中豪雨対策を総合的に実施することで、効率的かつ効果的な対策を行うことが可能となり、安心・安全を確保するため、取り組み推進に向け検討   |

## 第38章 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

### 第1節 計画の方針

#### 第1 とりまとめ責任担当部 ( 総務部 )

#### 第2 基本方針

市の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、市と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」の作成を推進し、地域の防災力向上に努める。

### 第2節 計画の内容

| 計画名         | 計画のあらまし   |
|-------------|---|
| 地区防災計画の作成推進 | <input type="checkbox"/> 市地域防災計画に地区防災計画を位置付け<br><input type="checkbox"/> 市内の一定地区内の住民からの提案<br><input type="checkbox"/> 市内の一定地区内に事業所を有する事業者からの提案<br><input type="checkbox"/> 防災会議で審議の上、必要があると認めた場合は、市地域防災計画に地区防災計画を規定<br><input type="checkbox"/> 地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画策定 |

※ 資料編2-3 地区防災計画一覧